

琉球大学学術リポジトリ

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に関する
擬問擬答（昭和35年2月 外務省）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: - 公開日: 2024-11-19 キーワード (Ja): 日本政府沖縄関連文書, 在日米軍地位協定関連文書 キーワード (En): GOJ documents related to Okinawa, Documents related to Agreement of Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020798

極秘

昭和三十五年二月

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」
に関する擬問擬答

外務省

	第二		第一	
○	条		条	
区と岡		(ロ)	(イ)	
域行崎		の 来朝す	い限構	一 〇一 の一
の政・		か協る鮮る	て定成協	条、条 か条
法協ラ		〇定場、米	もさ員定	(c)、(b)、(a)
的定ス		、に合沖軍	同れ―に	に、の、に
差第ク		、いも繩に	様なとよ	い、―、い
異二交		、う本等雇	でいはり	う、軍、う
い条換		、―協に用	あと、特	―、属、―
か1公		、家定駐さ	るの本権	家、―、合
んの文		、族に留れ	かこ邦及	族、と、衆
〇手に		、―よして	〇とにび	―、は、国
、続よ		、はるてい	たで駐免	と、具、軍
、につ		、免いる	とあ留除	は、体、隊
、よて		、国除る軍	えるすを	何、的、の
、つ提		、籍を米属	ばがる受	か、に、構
、て供		、の受軍が	朝、米け	〇、い、成
、提さ		、いけ人日	鮮軍軍る	、、か、員
、供れ		、かるの本	、属に―	、、な、―
、さた		、んの家に	沖及属合	、、る、と
、れ施		、をか族来	繩びす衆	、、も、は
、た設		、問、がる	等家る国	、、の、い
、施・		、わ 日場	に族も軍	、、を、か
、設区		、な 本合	駐にの隊	、、い、なる
、。域		、い に、留	つにの	、、う、る
、と		、	、	、
、		、	、	、

目 次

○
か規定が、上、可能、であつた、か、新協定の、下、では、どうなる、の、
規、定、が、こ、の、よ、う、な、公、海、の、提、供、す、る、こ、と、は、行、政、協、定、の、
る、が、こ、の、よ、う、な、公、海、の、提、供、す、る、こ、と、は、行、政、協、定、の、
演、習、場、の、区、域、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
行、政、協、定、の、区、域、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
○
該、当、項、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
使、用、を、許、さ、れ、る、の、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
約、第、六、条、の、規、定、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
第、二、条、第、一、項、の、規、定、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
で、あ、る、か、の、提、供、と、し、て、解、散、さ、れ、る、お、の、根、本、的、な、再、検、討、が、可、能、
区、域、の、提、供、と、し、て、解、散、さ、れ、る、お、の、根、本、的、な、再、検、討、が、可、能、
の、取、扱、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
○
第、二、条、第、一、項、の、規、定、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
と、い、う、こ、の、規、定、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
定、義、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、
第、二、条、第、一、項、の、規、定、に、お、い、て、在、り、す、る、部、分、を、含、む、も、の、あ、

○ 第二條 1 (b) の規定により、行政協定終了の時に米軍が
現実に使用して他の施設の使用にゆだねられている
土地、建物、その他の施設・区域の施設・区域のみならず
二條 1 (a) により正式に合意された施設・区域とみなさ
れるように読めるが、この協定では、現在米軍の使用
につき日米間に紛争のある施設・区域や米軍の不当使
用の物件まで第二條 1 (b) の規定によつて正式に提供さ
れたことになつてしまふのではないか。正式に提供さ

○ 第二條 1 (b) において「合衆国が、行政協定の終了
の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規
定に従つて合意した施設及び区域とみなす。」とある
が、この項の規定で (a) の規定に従つて合意したものと
みなされる施設・区域とはいかなるものをいうか。、、、

○ 第二條 4 (a) と行政協定第二條 4 (a) との相違点いかな。
またなにゆえそのような修正を行なつたか。、、、

○ 新協定第二條 4 (b) の「合衆国軍隊が一定の期間を限つ
て使用するべき施設及び区域は、どのようなるものか。そ
のようなる施設及び区域は、どのようなるものか。そ
されるのか。、、、

第三条

○第三条 1. において、合衆国は、施設及び区域において、
 ないて、その措置をとるべきことである。このため必要措置を執るこ
 らに「合衆国」もまた、合衆国委員会を通ずる両政府
 間の協議の上で前記の目的のため必要措置を執ること
 とが協議の上であるが、この規定により米軍は具体
 的にどのような措置をとることができるのか。、
 ○施設・区域の外における管理等に関する新協定第三
 条 1. と行政協定第三条 1. の規定の差異かん。、
 ○第三の目的のため「合衆国も、」と「何をさすのか。、
 ○前記の目的のため「合衆国も、」と「何をさすのか。、
 とあるが、この「前記の目的のため」とは何をさすのか。、

第四条

○第四条 1. において、米側は、施設及び区域の返還に際して原状
 回復の義務を負わないとしたのは不当ではないか。、、、、、

第五条

○第五条 1. 「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航
 空機で、」とあるが、日米間の条約で第三
 国の船舶及び航空機に日本への出入の権利を認めるの
 は不適當でないか。英文テキストによれば、「合衆国

以外の「は Foreign」とあり「外国の」と訳すべきではなかつたか。

○ 第五条 1 第二文に「この協定による免除を与えられぬ貨物又は旅客」とは何をいうか。また、これら

○ 協定によつて免除を与えられた船舶及び航空機の出入り、協定に日本国の港又は飛行場とはどんな港、飛行場であるか。

○ 協定による免除を与えられない者、たとえば合衆国民、間人、第三国人等が出入港に指定されたいない合衆

○ 第五条 2 の第二文は、行政協定の公式合意議事録から、とられたというが、公式議事録では「合衆国は、施設

○ 第五条 3 に関し、現在強制水先の行なわれている港は、及び区域への出入及びその間の移動は、使用料その他

の課徴金を免除されるものと了解する。使用料として使

用料その他の課徴金を免除される軍用車両に限り、かつ、

は、免除されるもの、道路使用料その他の課徴金としたの

第六條

○第六條は、一すべての非軍用及び軍用の航空交通管制及び通信の体系は、緊密に協調して發達を図るものとす。かつ、集團的安全保障の利益を達成するため必要ならぬ程度に整合するものとす。と規定してゐるが、これはいかなる意味か。

第七條

○米軍は、日本の公益事業及び公共役務の利用につきいかなる優先権を与えられてゐるか。○第七條の「日本政府の各省その他の機関に当該時に適用されてゐる条件より不利でない条件」といふのはいかなる意味であるか。

第八條

○協定第八條による米軍への氣象業務の提供は、従来どのようになつて行なわれてきたか。○協定第八條のX点、Y点、Z点という位置にある氣象観測船とはなにか。○新協定でこれを削除した理由はな

第九條

○ 米軍人、軍属及び家族は、日本国への出入国及び滞在

につき協定上どのように取り扱われるか。

○ (1) 第十四条第三項(ロ)に規定する特殊契約者等の享有

する「第九条の規定による日本国への入国」の利益と

は何か。特殊契約者等の出入国手続はどうか。

(2) 特殊契約者等には出入国管理令と外国人登録法は

適用されるのか。

第十條

○ 第十條1において、日本は、合衆国が軍人、軍属、家

族に対して発給した運転免許証等をそのまゝ有効なもの

とし、承認するところあるが、これはどのような意味か。

これら者の交通法規違反は、どのように取り扱われ

ているか。

○ 第十條2の「合衆国軍隊及び軍属の公用車両」とは

いかなるものをいうか。

○ 第十條に關し、米軍の自動車は、自動車損害賠償責任保

険に關してどのような取り扱いを受けているか。

第十一条

○ 第十一条の規定に基づき関税及び課徴金の免除を受け

て輸入できる物品とはいかなるものか。

○ 行政協定第十一条と新協定第十一条の主なる相違点い

かん。

○ 第十一条(c)の「罰金」の範囲いかん。

○ 第十一条に關する合意議事録に新たに付加された条項

の意義いかん。

第十二条

○ 第十二条に第二文として新設された「そのような需

品又は工事は、また、」の字句の意味いかん。

○ 米軍、軍人、軍属、家族等が日本で調達する資材、需

品、備品及び役務に対する免税は、どの程度まで認め

られているか。

○ 今回の行政協定労務条項改訂の問題点及び経過いかん。

○ 従来駐留軍労務者に関する裁判所の判決、労働委員会

の命令はどのよう履行されてきたか。またこれに対

し政府はいかなる態度をとつてきたか。

○ 従来いわゆる歳出外資金機関は日本国裁判所又は労働委

使用者たる歳出外資金機関は日本国裁判所又は労働委

員会の管轄に服しないという態度をとつてきているが、この点についてどう考えるか。直用労働者、その協定上の根拠
 ○ 今回の行政協定改訂に際し、直用労働者がその協定上の根拠
 切り換えることとなつたというが、その協定上の根拠
 いかん。また、すべての直用労働者について切り換え
 が行なわれるのか。直用労働者について切り換え
 ○ 保安解雇に関する政府の見解いかん。特に保安解雇に
 ついて米側は裁判所の判決、労働委員会、命令に従つ
 ていないが、この点についてどう考えるか。命令に従つ
 ○ 今回の新協定においては、解雇事案について裁判所の
 判決又は労働委員会、命令があつても、米側はこれに
 従わなくともいいことなるのではなにか。しかりと
 すれば、現在の協定より後退ではないか。しかりと
 ○ 基地内の組合活動に対する見解いかん。別段の合意を
 ○ 新協定第十二条第五項では、「相互間で別段の合意を
 する場合は除くほか」は労働者の取扱ひに於いて日本
 国の法令で定めるところに於ては、労働者の取扱ひに於いて日本
 とされてゐるが、「別段の合意」とは、いかなる場合を
 いうのか。別段の合意とは、いかなる場合を
 ○ 第十二条第五項によれば、「別に相互に合意する場合」
 は日本国の法令に於ては、労働者の取扱ひに於いて日本
 同委員会等における合意によつても自由国内法が変更
 されうるのか。別段の合意とは、いかなる場合を

- 協定第十二条第六項に「適当な場合」とはどうか。
- 合意議事録中に歳出外資金機関は「当局間の相互の合意に基づき第六項の手続に服する」と規定しているが、ここにいう「合意」とはいかなるものか。
- 歳出外資金機関に雇用される労務者は、間接雇用に切り換えられなければ日本労働法令の適用を受けないのか。
- 歳出外資金機関の労務者に関する訴訟は今後どのような形で行なわれるのか、また命令、判決の履行についてはどうか。
- 保安解雇について特別の規定を設けた理由いかん。
- 新協定第十二条第六項の手續は保安解雇の場合のみ適用されるというが、協定上はすべての解雇に適用されることとなつてゐる。合意議事録によつてその適用を制限してゐるといふが、合意議事録は協定と同じ効力をもたないから、結局制限がないのと同じではないか。
- 合意議事録に「合衆国軍隊が使用している施設及び区域」における軍紀の維持の乱を含む安全上の理由による解雇もこれには含まれるものか。組合活動の理由とする解雇もこれには含まれるものか。

- 解雇が安全上の理由によるものかどうかの認定は誰が行なうのか。米側が一方的に行なうのであれば、安全上の理由という名目で解雇権の濫用が行なわれるではないか。
- 解雇が安全上の理由でなされても、これが裁判所又は労働委員会が敗訴した場合、実際は安全上の理由ではなかつたのであるから、当然復職の措置をとるべきではないか。
- 第十二条第六項の規定により米側が就労を拒否した場合、その労働者の身分はどうなるのか。
- 第十二条第六項にいう「実際の解決」とは何か。
- 第十二条第六項の規定により、労務者が就労することに対して、両政府間で合意する期間の当該労働者の雇用費用にひとしい額を支払うこととなつてゐるが、この期間が経過した後はどうなるのか。
- 第十二条第六項に關する交換公文に於いては、第六項に定める期間は一年をこえないものとしてゐるが、判決又は命令確定に至るまでのバックペイはどうなるのか。
- 協定第十二条6(d)に關する交換公文の中にいう「相互に合意しうる基準」とはいかなるものか。

○協定第十二条6(ロ)に関する交換公文につき(イ)にゆえ
 協定中に規定しないので、別個の交換公文により処理し
 たのか、(四)実体的に協定の一部をなすものであるから、
 国会の承認を求めらるべきではないか。、、、、、、、、、

~~品又は(一)第二條1に第二文として新設された「そのよう
 品又は(一)第二條1に第二文として新設された「そのよう
 調達すること」が、また、(一)の字句の意味いかん。、、
 米軍、軍人、軍属、家族等が日本において調達する資材、需
 品、補給品、兵役に対する免税は、どの程度まで認め
 られているか。、、、、、、、、、、、、、、~~

第十三条

○第十三条に定める租税の免除の対象及び範囲いかん。

○第十三条において、(1)日本国の源泉から生ずる所得に
 ついての日本の租税の納付免除するものではないとは
 いかなる意味か。(2)合衆国の所得税に關し日本
 に居所を有することを援用する合衆国民に對し所得
 にかなる意味か。(3)日本国の税法の適用上日本
 にかなる意味か。また、日本国の税法の適用上日本
 國に居所又は住所を有するものと認めないとはいか
 る意味か。、、、、、、、、、、、、、、

第十四条

○第十四条²の指定及びその取消は、特殊被用者につきても適用があるか。

○現行協定第十四条に特殊契約者の新協定発効後の取扱いいかん。

○第十四条にいう契約者は、いつたん指定を受ければ、

日本業者に比し免税の享受等有利な立場でその後はつぎつぎと米軍関係の契約を受注できることになるのか。

○第十四条²中の「競争入札」とは何か。
open competitive biddingとなつてゐるが、和英文に相違なきや。

○第十四条¹及び²にいう「指定」(designation) と同条³以下の各項にいう証明(certification) との異同いかん。

○第十四条²(b)によれば、特殊契約者は米軍関係以外の事業活動に従事してゐることが立証されたときはその

指定が取り消さるべき旨を定めてゐるが、同上⁶では

「投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国に

おいて保有される財産につき租税を免除しない旨を

定めておき、軍関係以外の事業の遂行を予想してゐる

がごとくであるが両者は矛盾するのではないか。

第十五条

○第十五条のピー・エックス等の諸機関とはいかなるも

○第十五条の、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に定めるピー・エックス等の機関は、輸入国

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

○第十五条に、及び販売、租税等につきいかなる特権

第十七条

○第十七条とナト地位協定第七條との差異いかん、

○第十七條1(a)及び2(a)に「派遣国の軍法に服する者」といふ字句があるが、一方的意思で軍法に服する者の範圍を

○第十七條2(a)は、「合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に對し、合衆国の法令によつて罰すること

○第十七條2(b)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(c)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(d)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(e)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(f)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(g)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(h)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(i)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(j)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(k)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(l)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

○第十七條2(m)は、「合衆国の法令によつて罰すること」が、

- 第十七条 3 (a) (i) に該当するか。日本国民も被害を受けた場合の罪一とはいかなる意味か。たとえば一発数罪の場合のようには、3 (a) (i) に該当するか。日本国民も被害を受けた場合は、3 (a) (ii) において、公務執行中なりや否やはだれがきめるのか。公務が軍の公務である以上、軍の指揮官が一方的に認定する危険はないか。軍の指
- 第十七条 4 に関し、日本国民が米軍の構成員であるごとき場合ありや。日本国民が米軍の構成員であるご
- 第十七条 5 (c) で日本国が裁判権を行使すべき事件について、合衆国の手中にある被疑者たる軍人又は軍属をなにゆえ日本国により公訴が提起されるまでの間当該派遣国側が拘禁するのにか。その間日本側の司法当局による捜査は許されるか。その間日本側の司法当局に
- 第十七条 6 (a) は、捜査の実施及び証拠の収集及び提出に ついてのみ相互に援助することとを規定しているが、証人の出頭についてはどうなるか。規定しているが、
- 第十七条 8 のただし書は、日本側がすでに裁判した犯罪を構成したたが為又は不作為から生ずる軍紀違反について米軍当局が重ねて懲戒裁判を行なうことを認め
- いるが、日本側が裁判する前、又は裁判係属中に米軍側が懲戒裁判を行なうことは許されるか。家族が日本
- 新協定発効前に米軍の構成員、軍属又は家族が日本
- で犯した罪はいかに取り扱われるか。又は家族が日本

○ ナト協定において、損害が所定金額に達しない場合、この場
 合の請求権の放棄を定め、損害が、この場
 との異同いかん。規定は、双務的になつて、この場
 ○ 第十八条 2 (a) 及び (d) の規定は、日本側のみが責任
 分担率を定め、た (e) (i) の規定は、日本側のみが責任
 を有する場合を定めるのである。日本側のみが責任
 害行為により、合衆国財産に対して同条 2 に該当する損
 害を生じた場合は、わが国として、米側の場合同
 様、七十五パーセントを支払えば足りるか。場合同
 ○ 第十八条 3 ただし書の意味いかん。の、か。場、同
 ○ 第十八条 4 は、現行協定第十八条 1 のごとく、加害者
 に關する規定がないが、この点の現行協定との異同い
 かん。規定がないが、この点の現行協定との異同い
 ○ 第十八条 4 は、請求権の相互放棄を規定しているが、
 当該被害者は、直接加害者又はその使用者たる相手に
 対し、損害賠償を請求できるか。の使用、者、相、手、に
 ○ 第十八条 5 いう「契約による請求権」とは何か。、
 ○ 第十八条 5 いう「合衆軍隊の被用者」とは何か。、
 (イ) 同条 6 の「被用者」は何か。、
 (ロ) 同条 1 及び 2 の関係での合衆国の「防衛隊の被用者」

○第十八条5にいう「日本国政府以外の第三者」の範囲
いかん。

○第十八条5にいう「合衆国軍隊が法律上責任を有する
その他の作為、不作為若しくは事故」とは何か。

○第十八条5の規定は、米軍又は米軍の軍人若しくは被
用者が故意又は過失によつて第三者に損害を与えた場
合にのみ適用があるのか、あるいは米軍がこの協定に
よつて与えられる権利の正当な行使一たとえれば施設の
適法な使用等一に伴つて生じた損害にも適用があるか。

○第十八条5(a)にいう「日本国の自衛隊の行動から生ず
る請求権に關する日本国の法令」とは、何か。

○第十八条5(f)において、米軍の構成員又は被用者一日
本人被用者を除く。一は、公務執行中の事項について
は「日本国において、一は、公務執行中の事項について
は「日本国において」と定めて、与えられた判決の執行手
続に服さない」と定めて、この種の請求については「日本国
条6(a)においてはこの種の請求については「日本国
において訴を提起されることがない」旨定めている両者に相違ありや。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○(イ)第十八条5(g)にいう「(e)の規定が2に定める請求権
に適用される範囲を除くほか」の意味、(ロ)同項ただし
書一「4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に對す
る請求権については、この限りでない。」の意味いか
ん。

○	○	○	○	○	○	○	○
新証か何第	断所人の第	い第	類九補第	今い諺隊さ	國	○	○
協人°か十	もこの裁十八	か十八	の類は金八	後か人書共	連	○	○
定の(口)°八	これ定は八	なる条七	決定を査六	の取、一	軍	○	○
に提現米条	用拘最に八	意の拘束	を拘束(口)	(イ)にの日本	協	○	○
は供行軍°	の束終よ	味か「車	拘束(口)	つ作為又	定	○	○
該に協に(c)	關さ的のば	°車	すにるお	き、イ)	と	○	○
当つ定対に	係れるも、	°車	こい	、イ)	同	○	○
規いでしつ	いるか、	項全許容	とて日本	、案の旨	時	○	○
定ては証き	か°(口)	のさ	國	、の従	に	○	○
がの築拠(イ)	、拘束	行中	の当	、來	、	○	○
な協十の証	、さ	いか	局が	、取	昭	○	○
い力八提拠	、れ	か	、行	、扱	和	○	○
がも条出の	、な	°(口)	、う	、及	二	○	○
規°(口)求手	、場	、拘束	慰	、び	十	○	○
人さでめに	、合	、束	、謝	、議	九	○	○
にれはるつ	、そ	、い	、料	、定	年	○	○
つて証こい	、の	、か	、の	、書	二	○	○
いい拠とて	、判	°(口)	、慰	、の	月	○	○
てたのがの	、の	、束	、謝	、定	十	○	○
はのみで協	、の	、い	、料	、書	九	○	○
どになき力	、の	、か	、の	、の	日	○	○
う対らると	、の	、か	、の	、の	に	○	○
なしずのは	、の	、か	、の	、の	署	○	○
る、	、の	、か	、の	、の	名	○	○
か、	、の	、か	、の	、の	、	○	○
。	、の	、か	、の	、の	、	○	○

第十九条

○第十九条に關し、軍人、軍屬、家族は、日本の為替管理に服するとあるが、これらの者は、為替管理法の適用上居住者であるか。

○第十九条において軍人、軍屬、家族は、日本の外国為替管理に服するとあるが、いかなる法令の適用があるのか。

○第十九条の「合衆国ドル若しくはドル証券」とは、いかなるものをいうか。

第二十条

○第二十条に關し、米軍人、軍屬、家族等軍票の使用を認可された者以外の者が軍票を受領した場合に、その者はどのよう措置すべきか。

○第二十条に關し、認可されない者が軍票を收受し、又は所持するときは、遅滞なく日本銀行に寄託しなければならぬ。返還されるが、日本銀行に寄託された軍票は寄託者に対しての補償が講ぜられないのか、また返還されないとしても

○第二十条に關し、軍用銀行施設にはどのようなものがあるか。

○第二十条1(a)において「軍票の偽造又は偽造軍票の使用に關与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきもの」とはいかなる者か。

第二十一条

○第二十一条の合意議事録において「通常海外で同様の特權を与えられている合衆国政府の他の官吏及び職員は、合衆国軍事郵便局を利用することができる。」と規定しているが、合衆国政府の他の官吏及び職員とはいかなるものか。

第二十二条

○第二十二条において行政協定第二十二条と異なる部分があるが、なにゆえこのように修正したか。

第二十四条

○第二十四条2の路線權とは何か。第三条で「權利、權力及び權能」を「措置」に改めたにもかかわらず、ここで路線權としたことは、第三条と矛盾するのではないか。

○第二十四条關係合意議事録にいう「合衆国が合法的に取得したドル又は円資金」とは、具体的に何か。

第二十五条

○ 第二十五条に定める合同委員会の性格及びその決定の性格いかん。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

第二十六条

○ (イ) 第二十六条1における発効条件をなすにゆえ兩國による批准としないか。一、米國においてはこの協定は上院の承認を求められることなるか。一、(ロ) 上院の承認を要しない場合は、その理由いかん。(ハ) ナトの軍隊の地位協定の場合はどうか。一、兩者相違があるとするれば、その理由いかん。一、改訂版一、、、、、、、、、、、、、、、、、、

第二十六条2

○ 第二十六条2によれば、その1により兩國がこの協定を承認したことを通知する交換公文が行なわれた後、新安保条約の発効の日に発効すると定めているが、(イ) 協定の締結についで、國會の承認が条約について國會の承認よりさきだつた場合はどうか、協定について承認より承認を求めた場合にどうか。(ロ) 國會が条約については事後承認を求めたことになるのか。(ハ) 國會が条約についてのみ承認を与え、協定については承認しなかつた場合はどうかなるか。(ニ) いずれにせよこの規定は協定について、國會の審議権を無視するものではないか。○ 第二十六条3にいう立法上の措置を必要とする規定及びそのための立法とは何か。本項の規定を設けた理由いかん。、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

問 第一条(a)にいう「合衆国軍隊の構成員」とはいかなるものか。

答 第一条(a)は、「合衆国軍隊の構成員」とは、「日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう」と規定しており、この規定は、行政協定の規定と全く同一である。すなわち、米国の陸、海、空軍に属する現役の軍人であれば、その者が日本国の領域にある間は、相互協力及び安全保障条約との関連で第九条の規定による米軍の旅行命令書を携行して日本に入国する限り、その者の所属部隊の駐留地位のいかんにかかわらず、この協定上の「合衆国軍隊の構成員」に該当する。

問 第一条(㉒)の「軍属」とは具体的にいかなるものをいうか。

答 「軍属」とは、米国籍を有する文民で「日本国にある合衆国軍隊」に「雇用され」、又はこれに「勤務し」、若しくはこれに「随伴する」ものをいうと定義されている。ただし、通常日本国に居住する者及び第十四条Iの特殊契約者は除外され、また、日米両国の国籍を有する者で米軍が入れたものは、米国民とみなすことになつてゐる。

軍属は、日本国にある合衆国軍隊に雇用され、勤務し又は随伴する米国民に限られ、たとえば韓国にある米軍とか沖繩にある米軍に雇用され、勤務し又は随伴する軍属が来日する場合にはその者の用務のいかんにかかわらず、本項の「軍属」には該当しない。

軍属と米軍との関係は、雇用契約に基づくものが大部分であり、「勤務」ないし「随伴」という関係のものはむしろ例外的なもので

ある。「雇用」された者とは、「日本国にある合衆国軍隊」によつて雇用されているもの一般で、在日米軍歳出外機関の被用者、在日米軍の運営する船舶、航空機の乗組員を含む。「勤務」する者としては、米軍赤十字職員とか在日米軍との契約による特殊技術者がある。「随伴」する者としては、軍用銀行の被用者、*United Service Organization* の被用者、*American Field Service* の被用者、メリーランド大学の被用者等米軍の活動に欠くべからざるものと認められる諸団体の被用者を含む。

問 第一条(c)にいう「家族」とは何か。

答 「家族」とは、(1)構成員及び軍属の配偶者及び二十一才未満の子、並びに(2)父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を構成員又は軍属に依存するものであつて、日本国にあるものをいう。義父母及び継子は、本項の適用上右の家族に含まれると解される。

第一条

問(イ) 協定により特権及び免除を受ける「合衆国軍隊の構成員」とは、本邦に駐留する米軍に属するものに限定されないとのことであるが、軍属及び家族についても同様であるか。たとえば朝鮮、沖縄等に駐留する米軍に雇用されている軍属が日本にくる場合、朝鮮、沖縄等に駐留している米軍人の家族が日本にくる場合も本協定による免除を受けるのか。

答(イ) 協定にいう「家族」は、国籍のいかんを問わないのか。

答(イ) この協定上、「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で、在日米軍に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する者に限られ、また、「家族」とは、右のような軍属と米軍人でこの協定の目的のため日本にあるものの家族に限ると解している。したがって、設問のような軍属、家族については協定による特権及び免除は与えられない。国籍を問わない。

問(ロ) 協定上家族については、国籍を問わない。

第二条 1 (a)

問 岡崎・ラスク交換公文によつて提供された施設・区域と行政協定第二条 1 の手續によつて提供された施設・区域の法的差異いかん。

答 行政協定第二条 1 の第一文は、「日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。」と規定し、続けて第二文は、「個別の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、、、、合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。」と規定している。すなわち、第一文において、必要な施設・区域の使用を原則的に許すことを認め、第二文において、具体的に使用を許す施設・区域がいかに決定されるか——日本側からのみ見れば、使用を許

すことの同意をいかにして与えるか——の方法が規定されていると解される。

これに対して、岡崎・ラスク交換公文において日本側は、「、
、日本国政府が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設又は区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を合衆国に許す、
、
、
、
」と述べており、これにより合衆国に与えた同意は、行政協定第二条1の第二文に相応する。すなわち第二文は、前記のごとく日本が使用を認める施設・区域につき日本として同意を与える方法について規定しているのであり、岡崎・ラスク交換公文は、行政協定第二条1の第二文で予想している同意の方法が時間的制約により不可能な場合に暫定的に右の方法により与えられた同意に代わるものとして与えられた同意と考えられる。すなわち、この同意は、協定又は取極により与えられる同意

に相当すると解され、両者の間にその法的効果についても相違がないと考えられる。換言すれば、岡崎・ラスク交換公文に基づく施設・区域は、行政協定第二条1の施設及び区域であり、全面的に行政協定及びこれに伴う国内法令の適用を受けるべきものと解される。

(注)

岡崎・ラスク交換公文による施設・区域の実際上の取扱いにおいて、その経費は、行政協定第二十五条2(a)に基づき日本側の負担としている。すなわち、岡崎・ラスク交換公文は、行政協定を補足する取極であり、同公文自体は、施設・区域の性質について特に規定していないが、安全保障条約の目的及び同公文の性質にかんがみ、これを行政協定第二条で定める「施設及び区域」に相当するものと解するのが妥当であるとし、したがって「保留の施設及び区域」も行政協定第二十五条2(a)の規定

にかんがみ、日本国がその財政負担を行なうべきであるとの統一見解をとつてきている一したがつて、国有財産については、行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条（無償使用）を適用することとし、民有地については、調達庁が貸借契約を結び、借料を支払つてゐる。

これに対して岡崎・ラスク交換公文による施設・区域に対する刑事特別法の適用に關しては、これらの施設及び区域はその地理的限界が明白に指定されていないので、かつ同法第二条が罰則を規定する刑罰法規であるので同条を特に厳格に解すべきものとし、刑事政策上の見地からこれらの施設及び区域については、同条を適用しないこととしている。

第二条 1 (a)

問 第二条 1 (a) において「個々の施設及び区域に関する協定」とい
い、1 (b) において「合意した施設及び区域」といひ、さらに、2
において「前記の取極」といつているが、それぞれ「協定」、「
合意」、「取極」と書きわけたことに理由があるか。特に、2 に
いう「前記の取極」の再検討とは、1 (a) 及び (b) で定めた施設・
区域の提供方式全体についての根本的な再検討が可能であるかの
ごとく解されるおそれはないか。

答 「協定」も「合意」も「取極」もすべて同じ意味で使っており、
それぞれ字句を変えたことについて特別な理由はない。また、2
にいう「前記の取極」も当然個々の施設・区域に関する協定のこ
とをさしており個々の施設・区域に関する協定に定められている
具体的な提供条件等について随時いずれか一方の政府の要請によ
つて再検討するとの趣旨であつて、設問のような誤解の起るおそれはない。

第二条 1 (a)

問 第二条 1 (a) は、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。」としており、行政協定第二条 1 の該当条項にはこの「日本国内の」という限度がないが、両協定において提供される施設・区域の存在する地域についていかなる差異ありや。

答 新協定と行政協定の規定との間に別段の差異はない。安全保障条約第一条及び第三条には、合衆国軍隊の「日本国内及びその附近における配備」という字句があるが、これは米軍が配備される場所を示すものであつて、日本が提供すべき施設・区域の存在する場所とは第一義的には関係はないわけである。一米軍が配備される場所はもちろん日本国内を主とするが、「その附近」の字句を入れたのは、たとえば、米側が日本近海に常時米艦隊を遊よく

させておくことも日本は同意する旨を条文上明らかにするため、このように米軍が「日本国内又はその附近に」配備されることは安全保障条約においても新条約においてもなんら変わるところはない。すなわち、「日本国内及びその附近」の字句に関連して、行政協定の下において、米軍に提供される施設・区域には、日本国内の施設・区域のほか、その附近における施設・区域というものがあるかのように解されるおそれもあるが、これは誤りで施設・区域は、これを日本が米軍に提供するものである以上当然「日本国内にある」ものにならざるをえない。ただし、行政協定で提供した海上演習場で領海をこえて公海の一部を含むものがあるが、これについては別途説明を要する。

この意味において、新条約の第六条及び新協定第二条Iにおいては、明確に「日本国内において施設及び区域を使用することを許される。」又は「日本国内の施設及び区域の使用を許される。」と規定したものである。

第二條ノ(a)

問 行政協定の下において在日米軍に提供されている海上演習場の区域のうち公海に属する部分を含むものがあるが、このような公海を提供することは、行政協定の規定上可能であつたのか。新協定の下ではどうなるのか。

答 本件海上演習場の場合において、領海に続く公海の一定水域を海上演習場の一部に指定しているのは、わが国が安全保障条約の目的にかんがみ、領海の一部を含む当該水域における米軍の演習を容認するものであるとともに、かかる演習の行なわれる区域を画定することによつて一般航行の安全をはかつていのである。このような意味において、海上演習場の一部たる公海の部分は、行政協定第二條1の規定に従つて提供された区域ではなく、同規定の精神に従つて、米軍がその部分を演習のため使用することを容認したものにすぎない。

したがつて、日本がかかる公海に属する部分につき行政協定第二條の精神により米軍に使用を認めたからと言つて当該水域の公海たる性格はいささかも変更されるものではない。しかしながら実際に演習が行なわれる場合一般船舶の航行に危険が生ずることを避けるため、演習の行なわれる水域を限定し、所要事項の衆知方を措置しているわけである。

第二条 1 (b)

問 第二条 1 (b) の規定により、行政協定終了の時に米軍が現実に使用している限りその使用にゆだねられている土地、建物、その他の施設・区域いつさいのものが第二条 1 (a) により正式に合意された施設・区域とみなされるように読めるが、この協定では、現在米軍の使用につき日米間に紛争のある施設・区域や米軍の不当使用の物件まで第二条 1 (b) の規定によつて正式に提供されたことになつてしまふのではないか。

答 そのようなことはない。第二条 1 (b) について合衆国が、使用している「施設及び区域」とは協定中明文の定義はないが、行政協定の下において、行政協定第二条 1 に定める手続又は岡崎・ラスク交換公文に従つて米軍の使用に供された「施設及び区域」をいうものであり、第二条 1 (b) の規定は、このように行政協定の下

です。すでに米軍の使用に供した施設・区域については、新協定の
下で改めて第二条1(ロ)による提供手続をふまなくともあたかも
その手続をふんで提供したものとみなすという趣旨に過ぎない。

第二条 1 (b)

問 第二条 1 (b) において「合衆国が、行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。」とあるが、この項の規定で(a)の規定に従つて合意したものとみなされる施設・区域とはいかなるものか。

答 従来行政協定の下においても米軍に提供された施設・区域には、行政協定第二条 1 第二文に定める手続で提供した施設・区域と岡崎・ラスク交換公文という手続で使用を許した施設・区域の二種類があるが、これらの施設・区域で行政協定終了の時に米軍が施設及び区域として現に使用しているもの及び使用する権利のあるもの一注、行政協定第二条 4 (b) で提供された一定期間を限つて使用する演習場等で行政協定終了の時に演習期間に当たつていないため現実には使用されていないものは当然入る。一は、新協定第二条 1 (a) に

定める個々の施設・区域についての「協定」をいちいち結びなおさなくても当然その「協定」を締結して正式に提供されたものとみなすとの趣旨である。

第二条 4 (a)

問 第二条 4 (a) と行政協定第二条 4 (a) との相違点いかん。またなによえそのような修正を行なつたか。

答 新協定第二条 4 (a) 及び行政協定第二条 4 (a) は、ともに施設・区域の日本政府又は日本国民の一時使用の問題を規定している。条文上の主たる相違点及びその修正理由は次のとおりである。

(1) 新協定では、行政協定における「射撃場及び演習場のような」の文言を削除している。これは日本政府又は日本国民による一時使用の対象になりうる施設・区域の範囲を単に射撃場及び演習場のようなものに限ることなく、あらゆる種類の施設・区域を使用しうるよう明確にしたものである。

(2) 行政協定では、「日本国の当局及び国民は、それを臨時に使用することができる。」となつていたが、新協定では、「日本国政府は、そのような施設及び区域をみずから使用し、又は日

本国民に使用させることができる。」と改めた。なお、従来やかもすると米軍だけの許可で使用できるから誤解を招くおそれがあったので、そういうことのないよう明確にしたものである。

(注、従来は、本国民がそのような施設・区域を使用するに際しては、政府の許可を得ず使用していた場合があつた。すなわち、従来たとえば米軍が一時不使用中の施設・区域内で農民に農耕を認めたとような事例があるところ、当該施設・区域が日本政府に返還され、耕作の継続につき農民と日本政府との間に紛争が生ずるような事例があつたが、今後は、日本政府と本国民の間の法律関係が明確になりそのような紛争発生の余地がなくなるものと思われる。)

(3) 日本政府又は日本国民による施設・区域の使用が、米軍による当該施設・区域の正規の使用目的にとつて有害でないことを合意すべきことになつては、行政協定においては、合意の主体及

びその手続が明確でなかつたので（注、實際上は米軍と防衛庁の間で合意されてきた）、これを「合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。」旨に改め、手続を明確にした。

第二条 4 (b)

問 新協定第二条 4 (b) の「合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域」とはいかなるものか。そのような施設及び区域は、どのような手続を経て提供されるのか。

答 「合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域」としては、行政協定の下で提供したものとしては、習志野降下訓練場（千葉県）と長浜小銃射撃場（江田島）の二ヶ所があるが、これはいずれも一定の期間を限つて、たとえば春秋二回何月何日から何日までとか毎週月曜日八時から十八時まで使用するというような条件で提供されているものである。

このような施設・区域を提供する手続としては、通常の施設・区域と同様に第二条 1 (a) の規定に従つて両政府が協定を締結することになるが、この種の施設・区域の米軍による使用頻度は従来

のところ極めて低い。又、このような施設。区域については、合同委員会を通じて当該施設。区域に適用する新協定の規定をあわせて合意することになつている（前記の訓練場及び射撃場についての協定中においては、米軍の使用する場合適用される限りにおいて各条項を適用する旨明記されている）。

第三条 1

問 第三条 1 において、「合衆国は、施設及び区域内において、これらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができる。」ものとし、さらに「合衆国も、また、合衆国委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができ。」とあるが、この規定により米軍は具体的にどのような措置をとることができるのか。

答 第三条 1 に基づいて米軍の執りうる措置の主たるものは、第三

条に関する合意議事録の中に例示されているとおりである。

- (1) 施設・区域の建設（浚渫、埋立てを含む）、運営、維持、使用、占有、警備、管理
- (2) 建物その他の工作物の移動、それらの変更、定着物の附加及び附加物の建立
- (3) 港湾、水路、港門及び投びよう地の改善並びにこれらへの出

入のための道路、橋の建設及び維持

(4) 軍事上必要な限度での船舶、舟艇、航空機、車両の投びよう、係留、着陸、離陸、操作等の管理

(5) 米軍の使用する路線に有線無線の通信施設の建設（海底電線、地中電線、導管、鉄道引込線を含む）

(6) 施設。区域における兵器、物資、装置、船舶、車両の構築、設備、維持、使用（氣象観測、航行用燈火、無線電話、電波探知装置、無線装置等を含む。）

以上のように米軍は、施設・区域の内部において、その設定、運営、管理に関する必要なすべての措置を執ることができ、施設・区域への出入の便を図るためにその外部においては措置を執る必要がある場合には、新協定の下では、第一義的には、日本政府が、米軍の要請に基づいて合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、関係法令の範囲内で、その措置を執ることになり、米軍は、第二義的に、合同委員会を通ずる両政府間の協議により同

様の措置を執ることができ、旨に改められている。すなわち、前記の(1)ないし(6)のもろもろの措置には、日本政府が執りうる措置も含まれているわけである。

問 施設・区域の内外における管理等に関する新協定第三条1と行政協定第三条1の規定の差異いかん。

答 第三条1の第一文において、行政協定では、合衆国は、施設及び区域内において、「それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能をする。」と規定していたが、これを「それらの設定、運営、警護及び管理のため必要をすべの措置を執ることができ。」と改めた。

第二文において、行政協定では、合衆国は、施設・区域の近傍の土地、領水及び空間において、施設・区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する旨定めていたが、これは、米軍が施設区域外においても出入の便を最も必要があるときは、無制限に権利を行使することができるような印象を与えるおそれのあること、また実際の慣行上施設・区域外については従来米軍

の要請により日本政府が措置していること等の理由により、「日本国政府は、、、、合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、、、、関係法令の範囲内で必要な措置をとるものとする。」と改めた。すなわち、施設・区域への出入の便を図る主体を米軍から日本国政府に改めたこと、日本政府は、(1)米軍の要請に基づいて、(2)合同委員会を通ずる両政府間の協議を行なつた上で、かつ、(3)関係法令の範囲内で、所要の措置を執ることとしたわけである。

第三文において、行政協定では、「本条で許与される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならぬ。」と規定したのを、「合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。」と

改めた。すなわち、前記第二文の日本政府が執るべき措置につき
万一必要がある場合には、米軍も直接必要な措置を執りうるこ
としたものである。

第三条 1

問 第三条 1 の第三文において、「合衆国も、
、
、
、
、
前記の目的のため必要な措置を執ることができる。」とあるが、この「前記の目的のため」
とは何をさすのか。

答 第三条 1 第三文の「前記の目的のため」とは、第二文にいう「それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において」これらの施設・区域の「支持、警護及び管理のため、
、
、
、
施設及び区域への出入の便を図る」目的のことで、米軍は、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、この目的のため必要な措置を執ることができるわけである。

問 第四条1において、米側は、施設及び区域の返還に際して原状回復の義務を負わないとしたのは不当ではないか。

答 第四条1は、米側が施設・区域の返還に際してこれを提供されたときの状態に回復し、又はその回復の代りに日本に補償する義務を負わないという趣旨であるが、この規定は、同条2において日本側が、施設・区域に加えられている改良、残される建物その他の工作物に対しいかなる補償の義務も負わないという規定と対応するものであり、彼我の権利、義務の権衡を図っている。ちなみに、諸外国の駐留軍協定においては、たとえば、米蘭協定のごとく、「この協定に基づくすべての運用の終了に当たり、オランダ政府は、この協定に基づいて合衆国の費用で設立された設備について残存価値があるときは、合衆国に対しその残存価値に対する補償を行なうものとする。」と規定しており、この方式によれ

ば、米側が施設・区域に加えられた改良、残された建物その他の工作物について日本側は補償を行なわなければならなくなるわけである。なお、米蘭協定と同種の残存価値に対する補償の規定は、米ギリシャ協定、新ボン協定等多数見られるところである。

第五條一

問 第五條一に「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、
、、、、」とあるが、日米間の条約で第三国の船舶及び航空機
に日本への出入の権利を認めるのは不適當でないか。英文テキス
トによれば、「合衆国以外の」は *foreign* とあり「外國の」と
訳すべきではなかつたか。

答 第五條一にいう「合衆国以外の国の船舶及び航空機」とは、「合
衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的
で運航されるもの」に限定される訳であり、同条に関する合意議
事録にあるように船舶について見れば、合衆国の被用船舶、すな
わち、裸用船、航海用船及び期間用船契約により被用された外國
船舶に限られることになつてゐる。このように外國の船舶及び航
空機で、合衆国が完全に管理し、かつ公の目的で運航するものは、

合衆国の公有船舶に準ずるものとして取扱うことが妥当と考えられる訳である。

日本語テキストにおいて *foreign* を「合衆国以外の」とした理由は、もしこれを「外国の」とするとこの協定の当事国である日米兩國以外の国の船舶及び航空機を意味することになり、船舶又は日本国籍を有する航空機がアメリカにより被用される場合を協定上カバーできなくなるからである。

第五條 1

問 第五條 1 第二文にいう「この協定による免除を与えられない貨物又は旅客」とは何をいうか。また、これらの貨物及び旅客は、いかに取扱われるか。

答 第五條 1 は、合衆国の公有の船舶、航空機又は第三国籍の船舶、航空機で、合衆国が完全に管理しかつ公の目的で運航するもの日本の港及び飛行場への出入の権利について規定しているもので、これらの船舶、航空機に積載される貨物及び旅客は、この協定による特権及び免除を受けうるものであるのが原則である。この協定による特権及び免除を受けない貨物及び旅客とは商業貨物及び私人たる旅客であるが、これらのものがこのような船舶及び航空機で運送されるのは例外的な場合に限られることが合意されている（なおこの場合、たとえば第十一條 3 の (a)、(b) 及び (c) に該当し

ない物品で軍人、軍属及び家族に仕向けられかつこれらの者の私用に供される財産とか在沖繩米軍の軍属でその公務のため来日する者は、それぞれ商業貨物及び私人たる旅客と考えるべきである。このような商業貨物及び私人たる旅客が前記の船舶又は航空機で運送されるときは、合衆國が日本國当局にその旨の通告をしてくることになつており、これらの旅客及び貨物の日本國への出入に際しては全面的に日本の法令の適用を受ける。

なお、この協定による免除を受ける、その免除の内容は各規定により定まるが、物については第十一条に掲げられている物であり、人とは軍人、軍属家族である。

第五條 1

問 協定によつて免除を与えられた船舶及び航空機の出入できる日本国の港又は飛行場とはどんな港、飛行場であるか。

答 海港については、第五條に関する合意議事録で通常「開港」に限る旨合意されているが、「飛行場」についても同様である。

第五條 1

問 協定による免除を与えられない者、たとえば合衆国民間人、第三国人等が出入国港に指定されていない合衆国軍隊の管理する飛行場から出入国することは許されるのか。

答 合衆国の軍用機を利用して軍の管理する飛行場から出入国するような者は、本来それぞれ在日米軍に密接な関係を有する人であるから特に重大な支障のない限り便宜を講ずることとしており、そのため、これらの者に対し出入国審査を受けさせるためにそのつどもよりの出入国港に行かせることなく、協定の規定に基づく合衆国軍隊の当局からの通告を得て当該飛行場で出入国審査を実施することとしている。

第五條 2

問 第五條 2 の第二文は、行政協定の公式合意議事録からとられたというが、公式議事録では「合衆國は、施設及び区域への出入及びその間の移動は、使用料その他の課徴金を免除されるものと了解する。」といつて使用料その他の課徴金を免除される主体を明記していないが、新協定では、この主体を軍用車両に限り、かつ、免除されるものを道路使用料その他の課徴金としたのはなぜか。

答 第五條 2 第一文においては、船舶、航空機、車両と軍人、軍屬、家族の施設・区域への出入、施設・区域相互間の移動、施設・区域と港、飛行場間の移動の権利を規定しており、行政協定の合意議事録では、右の規定を受けて、施設・区域への出入及びその間の移動については、使用料その他の課徴金を免除する旨定めていたが、施設・区域への出入及びその間の移動についての使用料そ

他の課徴金とは、具体的にそれぞれ何を意味するか必ずしも明白でなかつたので、新協定では、主体を軍用車両に限り、かつ、免除の対象を道路使用料その他の課徴金に限定したわけである。

第五條 3

問 第五條 3 に関し、現在強制水先の行なわれている港は、どこか。
また、なぜ米軍艦等に対し強制水先を免除することとしたのか。

答 強制水先の行なわれている港は、水先法第十三条で定められているもので、京浜港横浜区、横須賀港、神戸港、関門港及び佐世保がこれに該当する。正確には、それらの各港についてそれぞれ一定の区域が強制水先区と定められている。

また、強制水先区に指定されている横須賀、佐世保等の諸港には、米軍の専用の施設・区域があり、米軍は、水路その他の港勢について知悉しているので、軍艦等の特殊な目的にかんがみ従来から強制水先を免除することにしてきたものである。

第六條 1

問 第六條は、「すべての非軍用及び軍用の航空交通管制及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団的安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。」と規定しているが、これはいかなる意味か。

答 およそ航空交通管制及びこれに伴う電気通信体系というものは、高度に技術的なものであつて、航空機の安全かつ能率的な運航を確保するためには、軍用、民間用の管制を統一的にかつ一元的に運営することがきわめて必要であり、特に相互協力及び安全保障条約の目的の達成上必要な限度まで、軍用、非軍用の航空交通管制及び通信の体系を整合することが必要であることを確認し、この協力及び整合のための手続は、両政府当局間の取極によつて処理する旨を規定しているもので、行政協定の規定とほぼ同一であ

る。

従来日本側は、この規定による協力のため取極により航空交通
管制を米側に一元的に委任してきたが、その間日本側は、航空交
通管制実施の体制及び技術的能力の充実及び整備を図り、昭和三
十四年六月の取極により同年七月以降米軍専用飛行場のアプロ
チ・コントロール、各飛行場の管理及びタワーの建物の管理権を
除いて、日本側が全面的に航空交通管制を実施してきている。

一注、航空管制権の米軍への委任に関する従来の国会答弁振り
左のとおり、

昭和三二・二・九衆予算委員会。

○今澄委員、、、日本の航空管制を、日本の航空法を超越して
アメリカ極東軍に一任している法律的根拠はいつたいどこにある
か、、、

○岸国務大臣、、、政府としては行政協定六条に基づいてやつて
おる、こう解釈して、有効なものと考えております。

○林政府委員、航空交通管制というものは、一元的に行わな
いと、空の交通というものは実はうまくいかないものであります。
したがって、この六条の規定によりまして日米間で協定をい
たしまして、お互いに協力してやりたい。つまり、協力するにつ
きましては、当時やはり米軍が一番航空交通管制になれておりま
すから、これを主体としてやつておる、こういうたてまえでやつ
ておるものと考えます。

○林政府委員、第六条第一項で、緊密に協力してやつていく、
こういうことに基づいております。

○林政府委員、航空交通管制というものは性質上一元的にだ
れかが行なわなければこれは実行できないものでございます。
したがって、現在はその点を一元的にアメリカ空軍の方に委
任をいたしましてやつておる。しかしながら、航空法あるいは航
空法規の適用関係は、わが国の航空機につきましては航空法の規

定によります。普通の外国旅客機につきましては、これは民間航空条約の規定が適用されており、米軍の飛行機につきましては、行政協定に基づく特別の航空上の取極によつて実際の適用が行なわれるわけであり、ます。

第七條

問 米軍は、日本の公益事業及び公共役務の利用につきいかなる優先権を与えられているか。

答 第七條は、日本政府の各省庁が優先権を享有する場合にはそれより不利でない条件で米軍も優先権を享有できるという趣旨である。

第七條

問 第七條の「日本國政府の各省その他の機關に当該時に適用されている条件より不利でない条件で」というのは、いかなる意味であるか。

答 「日本國政府の各省その他の機關に、
、
、適用される条件」とは、官庁に一般的に適用されている条件を意味するものであつて、特別の理由があつてある官庁が特に有利な条件を適用されている場合にすべて米軍がこれにも均てんできるといふ趣旨ではないと解している。

第八條

問 協定第八條による米軍への氣象業務の提供は、従来どのような
して行なわれてきたか。

答 第八條(a)にいう「地上及び海上からの氣象観測」については、
観測の結果が氣象庁に集められ、氣象庁で内外の氣象機関の用に
供するためラジオテレタイプ放送（JMG）を行なっているが、こ
れとほぼ同様の資料が府中にある米軍氣象中枢へ専用線を通じて
送られている。

第八條(b)にいう「氣象資料」については、主として氣象庁の刊
行する氣象月報等の定期刊行物等を提供している。その他刊行さ
れない資料についても、要請により閲覧の便等を与えている。

第八條(c)にいう「航空機の安全かつ正確な運航のため必要な氣
象情報を報ずる電気通信業務」としては、氣象庁が氣象解析を行

なうために、近隣諸国の気象放送を受信しているものを、専用線により分送しているものが大部分である。

第八条(d)にいう「地震観測の資料」としては、気象庁が気象業務法に基づいて発表する津波警報が米軍に伝達されるようになってゐる。

一なお、府中の米軍気象中樞から気象庁に送信される資料としては、飛行機観測資料、台風に関する諸情報、日本国内における米軍基地の観測資料のほか、米大陸の高層観測資料及びアラスカ、カナダ等の地上観測資料がある。）

問 行政協定第八条(a)のX点、T点という位置にある気象観測船とはなにか。新協定でこれを削除した理由はなにか。

答 X点は北緯三十九度、東経百五十三度、T点は北緯二十九度、東経百三十五度をいい、この点において、行政協定を締結した当時、洋上定点観測が行なわれていたものである。すなわち、X点は、昭和二十二年十月から、T点は、昭和二十三年九月からそれぞれ終戦処理費で実施されてきたものであるが、平和条約発効後は、米国との間に経費の分担が行なわれ、X点、T点の両点の運営費の七十五パーセントを米国が負担することとなつていた。しかるところ、その後米側の経費分担打ち切りによつて昭和二十八年十一月にX点は廃止になり、T点については、日本独自の気象業務の一環として夏季だけ運営することになつたため、新協定ではX点、T点という位置にあるという字句を削除したものである。

第九條

問 米軍人、軍属及び家族は、日本国への出入国及び滞在につき協定上どのように取り扱われるか。

答 米軍人、軍属及び家族の日本国への出入及び滞在については協定第九條の規定により規律される。

- (1) 一 第九條之二 出入国管理令、外国人登録法等の適用上、
- (イ) 軍人は、本項の規定により「旅券及び査証に関する日本国の法令」、すなわち、出入国管理令の中旅券及び査証に関する規定の適用からも除外される。軍属及び家族は、出入国管理令中の旅券及び査証に関する規定の適用を受ける。
- (ロ) 軍人、軍属及び家族は、「外国人の登録及び管理に関する日本国の法令」、すなわち、出入国管理令の中在留期間等に関する規定並びに外国人登録法の適用を除外される。この結

果軍人は、出入国管理令、外国人登録法等外国人の出入国、滞在等に関する日本法の適用をすべて免除されることになる。これに関連して、第九条²は、ただし書として「出入国管理令の在留期間及び資格に関する規定の適用が除外されることからいつて、一日本における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得したものはみなさない旨念のため規定している。

(2) 一(第九条³及び⁴) 軍人、軍属及び家族の身分の証明のため
の文書に關し、

(1) 軍人は、日本からの出入国に際して(a)身分証明書、^{及び}(b)個別的又は集団的旅行命令書を携帯すべきこと。日本国内にある間の身分証明のため(a)又は(b)を携帯すべきこと。さらに、日本当局の要請あるときは、これを提示すべきこと。一(第九条³)

(ロ) 軍属及び家族は、合衆国当局の発給した適当な文書（原則として正規の旅券である。）を携帯すべきこと。日本国への出入及び日本国にある間その身分を日本国当局が確認できるようにしておくこと。一第九條 4一を要求されている。

(3) 一第九條 5一 合衆国が、第九條 1の規定により軍人、軍属又は家族として日本国に入れた者の身分に変更があつて一たとえば軍人の現地除隊、これに伴なう家族の身分変更、あるいは軍属で免職された者一入国資格がなくなつた場合には、(イ)合衆国当局は、日本国当局にその旨通告し、また、(ロ)日本国当局がその者の国外退去を要求したときは、合衆国は、日本政府に負担をかけることなく相当の期間内に日本から送り出す旨定めてい

る。

そもそも、米軍の軍人、軍属又は家族は、その身分が変更さ

れたことによりこの協定の特権、免除等を全く受けない一般外国人へこの場合は原則として通常のアメリカ市民である。一となるわけであり、当然日本の出入国管理令等外国人に対する法令の全面的適用を受ける。したがつて、日本政府が必要と認められる場合には、自ら出入国管理令第二十四条等に基づいて退去強制を執行することも当然できるわけであるが、本項の規定により、日本政府が合衆国当局に対しその者の日本からの退去を要求すれば、合衆国当局は、その責任において日本国から送り出すことを約したわけである。

(4) 一 第九条 6. 本項は、(イ)日本国政府が、軍人及び軍属の日本からの送出国を要請する場合及び(ロ)旧軍人、旧軍属又は軍人、軍属、旧軍人、旧軍属の家族に対して退去命令を出した場合には、合衆国当局は、それらの者の自国領域内への受け入れ、その他日本からの送出国措置を執ることにつき責任を負うことを明らかに

にしている。

この場合、②旧軍人、旧軍属又はそれらの家族に対して出入国管理令を適用して退去強制を実施できる。(前項(3)のとおり)。

⑥軍人、軍属及びそれらの家族に関しては、前記(1)の(イ)及び(ロ)に述べたとおり、軍人は、出入国管理令、外国人登録法等外国人の出入国、滞在に関する法令の適用から全く除外されるので、日本法に基づく退去強制は実施できぬものと解すべきであり、したがって条文上も日本国政府は単に送出国を要請しうるにとどまっている。⑦軍属及び家族に対しては、前記(1)の(イ)及び(ロ)で述べたとおり、出入国管理令中の在留資格及び在留期間に関する規定並びに外国人登録法は適用されないが、出入国管理令中の出入国に関する規定は適用されると解される。しかしながら、本項において軍属については、それが軍の公務の目的のため日本に在留しているものであるため軍人に準ずるものとして取り

扱われているが、いずれにせよ本項は合衆国の責任を定めた規定である。

第九條

問 (1) 第十四條第三項(b)に規定する特殊契約者等の享有する「第九條の規定による日本国への入国」の利益とは何か。特殊契約者等の出入国手続はどうなるか。

(2) 特殊契約者等には出入国管理令と外国人登録法は適用されるのか。

答 (1) 第九條の規定による入国の利益とは、第九條第一項に規定する合衆国に与えられた特殊契約者等を日本国に入れることができることをいう。したがって合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられている特別な免除を受けるわけではなく、出入国管理令所定の出入国審査手続を受けなければならぬ。

(2) 出入国管理令及び外国人登録法は適用される。

第十條 1

問 第十條 1 において、日本は、合衆国が軍人、軍属、家族に対し発給した運転免許証等をそのまま有効なものとして承認するにあつては、これはどのような意味か。これらの者の交通法規違反は、どのように取り扱われているか。

答 合衆国が軍人、軍属、家族に対し発給した運転免許証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を有効なものとして承認するとは、道路交通取締法に基づいて都道府県公安委員会が発行する免許証と同様の効力を有するものとし、その所有者に対し自動車の適法な運転を認める趣旨である。

これらの者は、その車両の運転については、日本において道路交通取締法令の規定するところに従う義務を有するものであり、その違反については司法処分を行なつてゐるが、合衆国の発給す

る運転免許証等については、その場合にも、日本当局は、免許の取消し、停止等の行政処分は行なうことができない。しかしながら、このように軍人、軍属、家族に交通事故等交通法規違反があった場合には、米軍当局が嚴重な行政処分を行なっている。

第十條 2

問 第十條 2 の「合衆国軍隊及び軍属用の公用車両」とはいかなるものをいうか。

答 「合衆国軍隊及び軍属用の公用車両」とは、合衆国の陸、海、空軍及び軍属部並びに歳出外資金機関（ピー・エックス等）の所有に属する車両をいう旨合意されている。

問 第十条に關し、米軍の自動車は、自動車損害賠償責任保険についてどのような取扱いをうけているか。

答 第一に、米軍の公用自動車については、自動車損害賠償保障法第十条及び同法施行令第一条によつて、強制保険の適用を除外している。これは、国及び公共団体について適用除外していることと同様の趣旨であつて、賠償能力があり保険によつて負担を分散させる必要のないものであるからである。ただ、ひき逃げ事故等を対象とする政府保障事業の財源としての賦課金に相当する金額については、毎会計年度一般会計から保障事業特別会計に納入させている。

第二に、米軍の軍人、軍属等が私有する自動車については、日本人及び一般外人の自動車と同様に、全面的に同法の適用を受けている。

なお、同保険の保険者となることのできる保険会社は、保険業法に基づく日本の保険会社のみでなく、外国保険事業者に関する法律に基づく免許を受けた外国の保険会社をも含むものである。

第十一條

問 第十一條の規定に基づき関税及び課徴金の免除を受けて輸入できる物品とはいかなるものか。

答 (1) 第一の種類は、第十一條²に掲げる次のものである。

(イ) 米軍又はその公認調達機関（具体的には Army Procurement

Agency 等の軍機関）が米軍の公用に供するため輸入

する物品（当該米軍又は機関が米軍の公用に供するもので

ある旨の米軍の証明書を附する必要がある。）

(ロ) ビー・エックス等第十五條機関が軍人、軍属、家族（及

び第十四條特殊契約者）の用に供するため輸入する物品（

当該機関がこれらの者の用に供するため輸入するものである

旨の米軍の証明書を附する必要がある。なお、この物品

については、合意議事録において合理的な量に限らるべき

旨を規定している。）

(イ) 米軍、その公認調達機関及び第十五条機関以外の者が、米軍の専用に供するため又は米軍の使用する施設、物品に合体するため輸入する物品（当該物品がこれらの目的のため輸入するものである旨の米軍の証明書を附する必要がある。）

(2) 第二の種類は、第十一条3に掲げる次のものである。

(イ) 軍人、軍属、家族（及び第十四条契約者）の引越荷物及び携帯品（これに関しては、合意議事録において、貨物の船積みが所有者の旅行と同時にあるを要せず、また、積み込み又は船積みが一回であることを要せずと規定している。）
(ロ) 軍人、軍属が自己又は家族の私用のため輸入する自動車及びその部品

(イ) 軍人、軍属、家族（及び第十四条契約者）の私用に供するため合衆国軍事郵便局を通じて郵送される通常かつ相当量の衣類及び家庭用品

(3) 右(1)及び(2)に該当する物品以外のものについては、その輸入につき関税課徴金を賦課する。

第十一條

問 行政協定第十一條と新協定第十一條の主なる相違点いかん。

答 本條における最も重要な修正点は、税関検査の免除に関する第五項の規定であり、その他の条項の修正はもっぱら字句に関するものである。

税関検査の免除に関する第五項においては、免除を受けることのできるものの範囲を行政協定に比べ狭くした。すなわち、
(a) 項において、

「合衆国軍隊の構成員」の字句を削除し、「命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊」のみに限つた。したがつて、軍人は、部隊として軍命令により集団的に出入国する場合のほか、税関検査を受けることになる。
(b) 項において、

「公用の封印がある公文書」に「合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物」を加えた。これは従来(c)項に「合衆国軍事郵便線路上にある郵便物」の字句があり、公用のもののみならず私用のものも含んでいたが、これを公用郵便物に限定したものである。

(c)項において、

前記のとおり「合衆国軍事郵便線路上にある郵便物」の字句を削除し、「合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物」のみとされている。

(c)項の「軍事貨物」に関しては、合意議事録において、これは、武器及び備品に限定されるものでなく、合衆国政府の船荷証券により米軍に向けて船積みされるすべての貨物をいうものとされ、さらに、この用語は、米軍に向けて船積みされる貨物を合衆国政府の他の機関に向けて船積みされる貨物と区別するため用いられている旨規定している。

第十一条（税関）

問 第十一条の(c)の「罰金」の範囲いかん。

答 ここにいう「罰金」とは、追徴金、科料及び過料をも含むものである。

問 第十一条に関する合意議事録に新たに付加された条項の意義い
かん。

答 (1) 行政協定第十一条において、米軍、その公認調達機関
又はピー・エックス等の才出外資金機関が軍隊の公用のため又は軍
人等の使用のため輸入する物品については、数量に制限なく免税
輸入を認める旨規定していた。新協定では、この規定はそのまま
継承したが、合意議事録において、ピー・エックス等の歳出外資
金機関が軍人等の使用のため輸入する物品について、当該使用の
ため必要とする合理的な限度の数量に限られるべき旨を規定した。

(合意議事録1)

(2) 次に、合意議事録において、米軍は、その持込みが関税法
規に違反するような物品が軍人、軍属、家族によつて、又はそれ
らの者のために輸入されないよう実行可能なすべての措置をとる

ものとするとともに、違反が発見されたときは、すみやかに税関当局に通知すべきこととした。ここにいうその持込みが関税法規に違反するような物品とは、関税定率法第二十一条に別記されている公安、風俗を害するおそれある物品、麻薬、阿片等が該当する。(合意議事録4)

(3) 税関当局は、第十一条の規定に基づく米軍人等による物品の搬入に関連する濫用又は違反があると認める場合には、米軍当局に対しその問題を提起することができ、旨明文をもつて定められた訳である。(合意議事録5)

以上合意議事録に新たに追加された三点は何れも当然のこととはいえ、規定の目的及び範囲を明定したものであつて、今後の米軍との関係における税関行政上、はつきりした指針となるであろう。

問 第十二条に第二文として新設された「そのような需品又は工事は、また、日本国政府を通じて調達することができ。」の字句の意味いかん。

答 第十二条の第一文は、米軍は、需品及び役務の調達に当つて、供給者の選択につき制限を受けなくて契約することができるとして、すなわち、米軍は供給者の選択に關して自由であり、また調達の方式を直接調達とするも、また間接調達とするも自由なわけである。すなわち、従來の行政協定の規定においても、いわゆる間接調達の途が閉ざされていただけではない。新たに加えられた第二文は、「両政府が合意されるときは、」そのような需品又は工事を「日本政府を通じて調達することができ。」こと、すなわち、間接調達も可能であることを念のため条文上明らかにしたもので、この規定を設けたことにより今後直ちに間接調達が開始されるという趣旨ではない。

問 米軍、軍人、軍属、家族等が日本で調達する資材、需品、備品及び役務に対する免税は、どの程度まで認められているか。

答 米軍、軍人、軍属、家族が日本において調達する物品及び役務に対する課税上の取扱いは、次のとおりである。

(1) 軍の公用調達物品及び役務は免税される。(第十二条3)すなわち、

(イ) 米軍又はその調達機関が適当な証明書を付して公用のため調達する物品及び役務は、(a)物品税、(b)通行税、(c)揮発油税及び(d)電気ガス税を免除される。

(ロ) 米軍又はその調達機関以外の者が最終的に米軍の使用に供するため調達する物品及び役務は、適当な米軍の証明書があれば、(a)物品税及び(b)揮発油税を免除される。

(ハ) 前記の租税以外のもので、米軍が調達し、又は最終的に米軍が使用するため調達される物品及び役務の購入価格の重要

な、かつ容易に判別できる部分をなすものについては、免税又は税の軽減のための手続について両政府間で合意できるところとなつてゐる。

(2) 軍人、軍属、家族による物品及び役務の個人的購入には、租税を免除しない。(第十二条 8)

(3) ピー・エックス等第十五条機関による商品及び需品の日本国内における購入には、租税を免除しない。(第十五条 2)

問 今回の行政協定労務条項改訂の問題点及び経過いかん。

答 現在駐留軍労務者には、軍隊の労務に従事するため、国が雇用しているいわゆる間接雇用労務者と、P X、クラブ等の歳出外資金機関に雇用されている直用労務者とがあり、これら労務者の賃金その他の労働条件、労働者保護のための条件及び労働関係に関する労働者の権利については、行政協定第十二条及び第十五条の規定により、間接雇用、直接雇用いずれも日本国の法令で定めるところによらなければならぬこととなつているのであるが、これら法令に基づく裁判所の判決ないし労働委員会の命令の履行という点について問題があり、特に歳出外資金機関に対する日本国裁判所の管轄権の問題について両国間に意見の不一致があつたので、従来から日米合同委員会等を通じて折衝を続けてきたが、満足すべき解決に到達しなかつた。

今回の行政協定改訂の交渉に当つては、以上のような裁判所の判決、労働委員会の命令の履行の確保及び歳出外資金機関に対する裁判管轄権問題の解決という点について強く主張してきたが、米側においても、この意図を了承し、御承知のとおり、直用労働者を間接雇用に切り換えるという原則及び裁判所の判決及び労働委員会を命令を履行するという趣旨を明らかにするということについて合意に達したのである。

ただ、いわゆる保安解雇の問題については、事案の性質上、労働者の原職復帰ということがきわめて困難である事情にかんがみ、判決命令が出された場合において、米側が、労働者の就労を拒否したときは、問題解決のため日米双方が協議するものとし、一定期間内に解決に達しない場合は、当該労働者は就労できないこととなるが、雇用関係から生ずる給与の支払はこれを受けるものとし、米側は雇用の費用について一定額を日本政府に支払うことと

するといふ合意に達したのである。

以上のごとく、新労務条項については、現在に比し、労務者の保護について実質的な改善をみたものと考えている。

問 従来駐留軍労務者に関する裁判所の判決、労働委員会の命令はどのように履行されていたか。またこれに対し政府はいかなる態度をとつてきたか。

答 従来間接雇用労務者については調達庁が当事者となつて訴訟に当り、判決、命令が確定した場合においては軍に対してこれが履行のために必要な措置を執るよう要請していたが、軍側はこれに応じないという場合が多く、また、直用労務者については、歳出外資金機関を当事者として命令、判決が出されているが、米側は歳出外資金機関に対しては日本国の裁判管轄権が及ばないとして全くこれに従わない状態であつた。かかる問題については、日米合同委員会等において折衝を重ねた結果、直用労務者については日米調停委員会の設置をみて、これにより事実上解決したものもあるが、必ずしも満足すべき状態ではなかつた。しかし、今回

の行政協定改訂に当つては、保安解雇事案について特別の手續によるほかはすべて裁判所、労働委員会の決定に従うという趣旨が合意議事録中に明らかにされ、また歳出外資金機関に対する裁判管轄権の問題も、直用労務者の間接雇用切換えに伴つて解消することとなつたので、これによつて命令、判決の不履行というような問題は将来はなくなるものと考えている。

問 従来いわゆる直用労務者に関する紛争について、その使用者たる歳出外資金機関は日本国裁判所又は労働委員会の管轄に服しないという態度をとつてきているが、この点についてどう考えるか。

答 歳出外資金機関に雇用される労働者の取扱については、行政協定第十五条の規定によつて、日本国の法令で定めるところによらなければならぬこととなつてゐるが、歳出外資金機関に対して日本国裁判所あるいは労働委員会の管轄権が及ぶかどうかについては、問題があつた。

すなわち、政府としては、歳出外資金機関は日本国裁判所の管轄に服すべきものであるという前提で折衝を続けていたが、米側は、歳出外資金機関は国家機関であつて外国の裁判管轄権に服しないとの伝統的主張を固持しているため、解決はきわめて困難であつた。

このため、政府としては、直用労務者に関する労働紛争について、事実上の解決を図るため、日米合同委員会の補助機関として、日米調停委員会を設置することとし、紛争の事実上の解決と労務者の保護とに効果をあげてきた。

今回の行政協定改訂に際しては、右のごとき管轄権問題の解決ということを主眼として折衝してきたが、その結果歳出外資金機関に雇用される労務者を間接雇用に切り換えるという合意が成立し、西独にみられるごとく国が当事者となつて労働争訟に当るといふ形がとられることになつたので、今後は従来のような問題は解消するものと考えている。

問 今回の行政協定改訂に際し、直用労務者を間接雇用に切り換えることとなつたというが、その協定上の根拠いかん。また、すべての直用労務者について切り換えが行なわれるのか。

答 今回の行政協定改訂交渉に際しては、日本側の主張どおり歳出外資金機関に雇用される労務者を間接雇用に切り換える原則について合意に達し、第十二条第四項にその趣旨を明らかにしたのであるが、切換えの手續、方法等の細部事項についてはさらに今後の取りきめに残されているものであり、これが具体的方策については、目下関係当局において検討中であるので、成案を待次第米側との折衝が開始され、円滑に切り換えが行なわれることを期待している。

問 保安解雇に関する政府の見解いかん。特に保安解雇について米側は裁判所の判決、労働委員会の命令に従っていないが、この点についてどう考えるか。

答 ある労務者が軍の保安上有害であると認められる場合軍がこれを排除する措置をとることは軍隊の特殊性にかんがみ、やむをえないことであるが、労務者を解雇するに当つては日本法令の定めるところによらなければならぬものであることは行政協定第十二条及び第十五条によつて明らかであり、保安上の理由に藉口して不当労働行為が行なわれるようなことは許されない。

したがつて、従来、保安上の理由といたうことで行なわれた解雇が裁判所の判決又は労働委員会の命令によつて不当と判定された場合においては、命令、判決履行のための措置をとるより米側と折衝してきたが、事案の性質上労務者の現職復帰ということはき

わめて困難であり、今日までほとんど解決をみていない状態であった。今回の行政協定の改訂に当っては、その取扱いについて規定が設けられたので、従来のような命令判決の履行をめぐる紛争は解消するものと考えている。

問 今回の新協定においては、解雇事案について裁判所の判決又は労働委員会の命令があつても、米側はこれに従わなくてもいいことになるのではないか。しかりとすれば、現在の協定より後退ではないか。

答 今回の改正の主眼点は、従来問題のあつた裁判所労働委員会の判決、命令の履行の確保及び歳出外資金機関に対する日本国裁判所、労働委員会の管轄権の問題を解決することにあつたのであるがこれらの点についてはいずれも米側が日本側の意図を了承し、歳出外資金機関に雇用される直用労務者を間接雇用に切り換えること及び、裁判所の判決、労働委員会の命令に従うという趣旨が協定及び合意議事録に明らかにされたのであつて、従来に比して実質的な改善である。ただ、保安解雇の問題については、安全保障条約に基づきわが国に米軍の駐留を認める以上軍隊の特殊性よ

りするその保安上の必要についてはこれを保護することが適当と認められるので、N A T Oにおける事例にもかんがみ、これについて特別の処理手続を設けた次第であつて、労務条項全般として、従来に比し実質的に大幅に改善されたものと考ええる。

問 基地内の組合活動に対する見解いかん。

答 一般に労働者が使用者の管理する施設内で組合活動を行なう場合には、当該施設内の秩序に従わなければならないものであるから、組合活動がこの面において制約を受けるのは当然であり、特に軍の使用する施設内においては、その性質上、一般私企業等に比し、より厳重な規律が存在することから、組合活動についても、そのような制約を受けるのはやむをえないと考える。

しかし、軍といえどもかかる規律の維持及び業務の正常な運営に必要な限度をこえて不当労働行為となるような干渉をすることはできないことは行政協定第十二条第五項及び第十五条第四項の規定から明らかであり、また、規律の維持及び業務の正常な運営に支障のない限り、わが国における一般的労働慣行を尊重することが望ましいので、具体的問題の処理に当たってはかかる態度で臨んで行く考えである。

問 新協定第十二条第五項では、「相互間で別段の合意をする場合を除くほか」は労務者の取扱いについて日本国の法令で定めるところによらなければならぬこととされているが、「別段の合意」とはいかなる場合をいうのか。

答 ここにいう「別段の合意」とは、現在は、第十二条六項の規定がこれに該当すると考えられる。

問 第十二条第五項によれば、「別に相互に合意する場合」は日本の法令に従わなくてもいいこととなるが、合同委員会等における合意によつて自由に国内法が変更されうるのか。

答 第十二条第五項に規定するような事項について別段の合意をする場合、それが既存の法律に対する特例となるような場合には、これについて国会の承認を得なければならぬものとする。

問 協定第十二条第六項にいう「適当な場合」とはどういふことか。

答 歳出外資金機関に雇用される直用労務者を間接雇用に移り換えることによつて、従来問題のあつた裁判管轄権の問題及び判決、命令の履行の問題を明確にするということが今回の改正の主眼であるが、署名時現在においては間接雇用切換のための具体的手続、方法その他の細目についての取極がまだ成立していなかつたので、この点との関連で「適当な場合」といふ文言が入られたものであるが、その意味を明確にするため合意議事録において、右のごとき間接雇用切換のための細目についての取極がまとも当局間の合意が成立すれば第十二条六項の規定が適用されることを確認した次第である。したがつて、右の合意が成立すれば「適当な場合」といふ文言は実体的には意味がなくなるわけである。

問 合意議事録中に歳出外資金機関は「当局間の相互の合意に基づき第六項の手續に服する」と規定しているが、ここにいう「合意」とはいかなるものか。

答 合意議事録のこの部分は、協定第十二条第六項本文中に「適当な場合には」とあるのを受けて、歳出外資金機関に第六項の規定を適用する手續を明らかにしたものであるがここにいう「合意」は、形式的には、右第六項を適用する旨の合意をいい、実体的には、歳出外資金機関の労務者の間接雇用切換の具体的細目についての取極の成立を意味し、この取極が成立する際手續の問題として右の形式的合意が行なわれることになる。

問 歳出外資金機関に雇用される労務者は、間接雇用にて切り換えられなければ日本労働法令の適用を受けないのか。

答 歳出外資金機関の労務者は、現在直接雇用であるが、その取扱について、日本国の法令の定めるところによらなければならぬことは、現行協定第十五条第四項の規定によつて明らかであり、この点については今後とも変りはない。ただ歳出外資金機関に対する裁判管轄権の問題については従来問題があつたが、間接雇用にて切り換えられた後は、労働者は使用者たる日本国政府を相手として裁判所又は労働委員会に訴えることができるので、かかる問題も解消することとなるわけである。

問 歳出外資金機関の労務者に関する訴訟は今後どのような形で行なわれるのか、また命令、判決の履行についてはどうか。

答 歳出外資金機関の労務者は今後間接雇用にて切り換えられ、その法律上の使用者は日本国政府となるので、労務者に関する争訟については、政府が当事者となつて行なわれることになり、判決、命令が出された場合、たとえば賃金の支払を命ぜられたような場合は、日本国政府がこれを支払い、米側はその費用を償還するという関係になる。

問 保安解雇について特別の規定を設けた理由いかん。

答 軍の安全の保持ということについては、米側は従来から強い主張を有しており、軍の安全に有害であるという理由によるいわゆる保安解雇の措置を執つた労務者については、裁判所、労働委員会における審理上その具体的理由を明示せず、判決、命令があつても、これを履行しないという態度を固持し、従来の折衝においても解決がきわめて困難であつた。今回の行政協定改定交渉にあつたつて、従来問題のあつた日本国裁判所の判決、労働委員会の命令の履行を明確にする一方、保安解雇については、軍隊の安全上の利益を保護し、かつ、この際保安解雇の取扱いを明確にするという見地から今般の規定を設けた次第である。一なお、N A T O 諸国においても、保安解雇の取扱いについては問題のあつたところ、西独においては、保安解雇については労働裁判所は管轄権

を有せず、混合委員会の判定にゆだねられていたのであるが、昨年署名された西独の新協定においては保安解雇についてドイツ労働裁判所の管轄権を認めることとするが、解雇が裁判所で無効と判断された場合に、軍側は裁判所の定める額の補償を支払えば雇用の継続を拒否することができるといふ定めがなされ、この定めは保安解雇のみならずすべての解雇に適用される。一法律上の取扱いが明確にされている。わが国においては、西ドイツのごとく補償金の支払によつて雇用関係を終了させるといふ形をとらず、就労はできないが雇用関係は継続するという方式をとり、これに要する費用については米側が一定限度で償還することとした点及び適用の範囲を保安解雇に限定した点で異なっており、労働者の保護という点で西独よりまさつていると考へている。一

問 新協定第十二条第六項の手續は保安解雇の場合のみに適用されるというが、協定上はすべての解雇に適用されることとなつてゐる。合意議事録によつてその適用を制限してゐるというが、合意議事録は協定と同じ効力をもたないから、結局制限がないのと同じではないか。

答 形式は合意議事録であつても、國際的な合意としての効果に變わりはないのであるから、米側がその適用を一方的に拡張するといふようなことはできないものである。一なお、本条項の作成に当たつては昨年署名された西独の新協定も参考としたのであるが、西独の協定においてはすべての解雇についてこれが無効であるといふ裁判所の判決があつた場合駐留国側が雇用継続を希望しないときには補償金を支払つて雇用関係を終了させることができるものとされているが、わが国の場合には雇用終了の代りに補償金を支払うという方法をとらず、就労はできないが雇用関係は継続す

るという方式とし、この適用範囲についても、これを保安解雇のみに限定することとし、議事録中においてこの点を明らかにすることとしたものであつて、右の制限を議事録に規定したのは、米側において立法技術の問題として協定のたて方、その体裁の上から西独協定とのつり合いを保つことを希望し、わが方としても前述のごとく議事録に収録することとしても国際法上の拘束力に変わりがないためこれに應ずることとした次第である。

問 合意議事録にいう「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内における軍紀の維持の爲に乱を含む安全上の理由による解雇」とはいかなるものか。組合活動を理由とする解雇もこれに含まれるのではないか。

答 合意議事録のこの部分は、従来と異なつた新たな解雇事由を設けたものではなく、解雇のうち、特別の性質のものについて判決命令の履行についての特別の手續を適用するという趣旨である。いかなる場合がこれに該当するかは、具体的な事例について判断されるものであるが軍隊の存立及びその目的達成上不可欠な規律を乱すという積極的な行為を指すものであり、また、この文言は通常の制裁解雇のごとき場合は含まず、また、正常な組合活動には適用しない趣旨で起草合意されたものである。

問 解雇が安全上の理由によるものかどうかの認定は誰が行なうのか。米側が一方的に行なうのであれば、安全上の理由という名目で解雇権の濫用が行なわれるではないか。

答 安全上の理由であるかどうかとは協定第十二条6に定める手続が適用されるか否かの基準であるので、これに該当するかどうか疑わしいときは、協定の解釈の問題として日米両者間で話し合いが行なわれるわけである。もつとも、米軍の安全上の理由の判断は、米軍がこれを行なうのに最もふさわしいことは事実であるが、米軍としては、一般懲戒解雇の場合と異なり、安全上の理由についてはその本質からして裁判上証拠の提出が困難であり、したがって米軍が一定金額を負担することになりうる保安上の理由による解雇を濫用することは実際上もありえないものと考ええる。なお、現在間接雇用労務者については労務基本契約、直用労務者につい

ては日米合同委員会の取極により保安解雇手続が設けられ、解雇措置をとる際には事前に調達庁長官又は労働大臣の意見を聴き、これを考慮しなければならぬこととなつていたので、かかる手続の過程において議事録に該当する事例であるか否かはおのずから明らかにしうるものと考えられる。

問 解雇が安全上の理由でなされても、これが裁判所又は労働委員会で敗訴した場合は、実際は安全上の理由ではなかつたのであるから、当然復職の措置をとるべきではないか。

答 軍の安全に有害であるかどうかの判断については、従来、軍側において事の性質上軍の機密に関するものであるためにその具體的な理由を明示できないと主張し、訴訟においても明示を避けてきた。そのため、実質的に理由があつても立証が不十分というところで敗訴する場合があり、軍側は、明示はできないが実質的には十分理由があるから判決に従わないという態度をとつてきたと考えられる。新協定においては、判決、命令についてはすべてこれに従うという原則が明らかになされたのであるが、保安解雇については実質上軍の安全上の利益に関するものについては、これを保護尊重すべきものと認められ、他方労働者の保護との調和をはか

るといふ見地から雇用関係は存続するが現実の就労はできないといふ方式をとることとしたのである。

問 第十二条第六項の規定により米側が就労を拒否した場合、その労働者の身分はどうなるのか。

答 労働者の法律上の雇用主は日本政府であり、実際の使用者たる米軍又は歳出外資金機関が就労を拒否しても、当然に雇用関係が終了するわけではない。

問 第十二条第六項(ロ)にいう「實際的解決」とは何か。

答 裁判所の判決、労働委員会の命令があつた場合には、一般的にいつて解雇された労働者がもとの職場にもどれるようにすること
が本旨であるが、米軍の保安の關係上これが困難な場合には、
たとえば他の職場への配置転換というようなことも考えられるの
で、かかる意味合いで實際的解決という文言を用いたのである。

問 第十二条第六項の規定により、労務者が就労することができないこととなつた場合、合衆国政府は日本政府に対し、両政府間で合意する期間の当該労働者の雇用の費用にひとしい額を支払うこととなつてゐるが、この期間が経過した後はどうなるのか。

答 第十二条6(d)項の規定によつて労務者が就労することができなくなることに、当該労働者と日本国政府との間の雇用関係とは別の問題であり、雇用関係が継続するかぎり日本政府は労働者に対して給与の支払を行ふことは当然である。第十二条6(d)後段は、日本政府が労務者の雇用に要する費用につき、合衆国政府が償還する限度を定めたものであつて、これまた日本政府と労働者との雇用関係とは別の問題である。

問 第十二条第六項に関する交換公文においては、第六項に定める期間は一年をこえないものとされているが、判決又は命令確定に至るまでのバックペイはどのようになるのか。

答 間接雇用方式においては、日本政府が労働者を雇用して米側に提供し、支払った賃金その他雇用に要する費用については米側がこれを償還することとなるのであるが、米側の要請によつて日本政府が労務者を解雇し、これが無効であるとの裁判所の判決、あるいは原職復帰、賃金そ及払についての労働委員会の命令等があり、政府がこれに従つて賃金を支払つた場合に米側がこれを償還するという原則については第十二条第五項及びこれに関する合意議事録によつて明らかである。第十二条第六項(d)はかかる原則に対する例外として、保安解雇事案については償還について限度を設けたのであるが、その限度は、同項に関する交換公文において、「協定第十二条6(b)に定める通告の後一年をこえない」とものとさ

れているのであつて、右通告に至るまでの給与については、当然
全額償還されるものである。

問 協定第十二条6 (d)に関する交換公文中にいう「相互に合意しうる基準」とはいかなるものか。

答 この点については、米側との今後の折衝によつて定められることとなるが、被用者の在職期間等をしんじやくして公正妥当な基準を決定いたしたいと考える。

問 協定第十二条B(2)に関する交換公文につき(1)にゆえ協定中に規定しないで、別個の交換公文により処理したのか、(2)実体的に協定の一部をなすものであるから、国会の承認を求めるときではないか。

答 (1) 交換公文は、米国政府から日本政府に対し行なわれるべき労働者の雇用の費用の償還の期限を定めたものであるが、その現実の償還が行なわれる期間については協定中に詳細を規定しえないので、諸般の事情を勘案して両政府間で具体的基準により定める余地を残し、一年間という期間についても今後の実施状況等に徴してこれを調整しうる余地を残すため、別個の文書に収録した次第である。

(2) 右の期間の問題は、労働者の雇用契約の存否という国民の権利の問題とは別個の問題であるので、その交換公文は、いわゆる立法事項を含むものではなく、したがって、協定中には「両政府間で合意される期間」云々と規定し、その合意は行政府限りでこれを行なうこととした次第である。

問 第十三条に定める租税の免除の対象及び範囲いかん。その他の諸条の免税規定との関係いかん。

答(1) 第十三条は、①米軍が日本で保有、使用、移転する財産、②軍人、軍属、家族が米軍における勤務又は米軍若しくはピ・エックス等歳出外資金機関による雇用の結果受ける所得及び③軍人、軍属、家族が一時的に日本にあることのみに基づいて日本に所在する有体、無体の動産の保有、使用、移転等に関する租税の免除を定めるものである。すなわち、

① 米軍が日本で保有、使用、移転する財産は、租税を免除される。免除される租税とは、国税たる法人税、所得税、地方税たる不動産取得税、都市計画税、法定外普通税等である。

② 軍人、軍属、家族が米軍における勤務又は米軍若しくはピ・エックス等歳出外資金機関による雇用の結果受ける所得については租税が免除される。免除される租税とは、国税たる

所得税、地方税たる道府県民税、市町村民税等である。

③ 軍人、軍属、家族が一時的に日本にあることのみに基づいて日本に所在する有体、無体の動産の保有、使用、移転についても租税が免除される。免除される租税とは、国税たる所得税、贈与税、相続税、地方税たる道府県民税、市町村民税、法定外普通税等である。ただし、これらの者の私有車両による道路の使用について納付すべき租税は免除されない。

(2) この協定中租税免除に関する規定としては、右の他に、関税、課徴金の免除に関する第十一条、日本で調達される物品、役務に対する物品税、通行税、揮発油税、電気ガス税等の免除に関する第十二条、特殊契約者が米軍との契約の履行のため保有、使用、移転する資産に対する免税、それらの者が一時的に日本にあることのみに基づいて日本に所在する有体、無体の動産の保有、使用、移転等に対する租税の免除及びこれらの者による米軍との契約に

に基づき発生する所得についての所得税、法人税の免除に関する第十四条、ピー・エックス等歳出外資金機関の販売する商品、役務に対する租税免除に関する第十五条の諸条がある。

問 第十三条において、(1)日本国の源泉から生ずる所得について日本の租税の納付を免除するものではないとはいかなる意味か。また、(2)合衆国の所得税に関し、日本国に居所を有することを援用する合衆国市民に対し所得についての日本国の租税を免除するものではないとはいかなる意味か。また、(3)日本国の税法の適用上日本国に居所又は住所を有するものと認めないとはいかなる意味か。

答 第十三条は、軍人、軍属、家族が米軍に勤務し、又は米軍若しくはビー・エックス等歳出外資金機関に雇用されたことによりこれらの者が得た所得についての日本の租税の免除を定めているものである。

(1)の「日本国の源泉から生ずる所得」とは、これらの者が右の勤務又は雇用以外の事由、たとえば日本の学校、商社、テレビ

放送局等に勤務し又は雇用されることによつて得る所得があればこれに該当することになり、この場合には当然日本の税法に従つて課税されるという意味であり、(2)は、これらの者が米軍における勤務又は米軍、歳出外資金機関における雇用以外の事由によつて報酬を得た場合、米国の所得税法の適用上は一年半以上海外に居住する場合にはその給与所得について米国税を賦課されなくなるが、そのような場合にも当然、日本の租税を賦課することになるという趣旨で、前記の(1)をさらに確認したものである。(3)は、これらの者がもつばら軍隊に勤務し、又は軍隊若しくは歳出外資金機関に雇用されるため日本にいる期間は、日本の税法上非居住者として扱うが、しかしこれらの勤務又は雇用以外の活動を行なつた場合にはその限りで居住者として取扱うことになるという意味である。

問 第十四条の指定及びその取消は、特殊契約者の被用者についても適用があるか。

答 第十四条1は、、、、、、、、「通常合衆国に居住する人（、、、、、）、及びその被用者で、、、、、、合衆国政府が2の規定に従い指定するもの」と定めており、したがって、2項に定める指定は、いわゆる特殊契約者のみならず、その被用者についても必要である。ただし、2前段に定める指定の要件は、これら被用者に直接適用されるものではなく、また、その指定の手続は、契約者自身の指定が行なわれれば、実際上はこれに伴い、簡略な手続によることとなるらう。」

第十四条2後段の指定の取消についても文言上当然被用者に適用があり、被用者がその(b)に定める軍関係以外の事業活動に従事しているとき又は(c)に定める違法な活動を行なつた場合はその指定

は取消さるべきものとなる。もつとも、その場合にも被用者について、取消がその使用者たる契約者自身の取消を必要とするものではなく、使用者については、それ自身の活動により判定されるべきものである。逆に使用者につき取消が行なわれれば、被用者の指定は自動的に取消されることとなることはいうまでもない。

問 現行協定第十四条による特殊契約者の新協定発効後の取扱いにかん。

答 新協定が発効すれば、同協定の下でその第十四条の資格及び利益を与えられるためには同条1及び2の要件を満たすことが必要である。よつて、現行協定下で特殊契約者としての資格を与えられた者も、新協定下で同様の資格を継続しうるためには、理論上これらの規定に従い指定を受けることが必要であり、したがつて手続上協定発効後直ちにそのための措置が執られることとなる。その際、政府としては、これらの者はすでに米國と契約を締結し、これを履行中であることでもあり、新協定による要件を著るしく欠くと認められない限り当該指定に應ずべきものと考えるが、その場合にもその後第十四条2後段の事由(α)契約履行終了、(β)軍關係以外の事業活動への従事、(γ)違法活動従事に該当することが判明した時は直ちに指定取消方要求することはいふまでもない。

問 第十四条にいう契約者は、いつたん指定を受ければ、日本人業者に比し免税の享受等有利な立場でその後はずきつきと米軍関係の契約を受注できることになるのか。

答 契約者が合衆国との契約履行のため指定を受けるのは、個々の契約につき第十四条による要件を満たした場合に限られるものであり、同項後段の(a)で「契約の履行が終了したとき」という場合も右の指定にかかる契約をいうものと解すべきである。したがって、いつたん指定を受けた契約者が米軍と新たな契約を結ぼうとする場合は、当然改めて2項前段の基準に照らして指定を受けなければならぬ。

問 第十四条 2 中の「競争入札」とは何か。英文は *open competitive bidding* となつてゐるが、和英文に相異なきや。

答 わが国における一般競争入札のみならず、指名競争入札（二名以上の指名者中の最低入札者に自動的に落札するもの）を含むものである。英文で *open competitive bidding* としてゐるのも、右と同一であつて、右の指名競争入札を排除するものでないことは交渉上明確に了解されてゐるので、米側も了解の上競争入札としたものである。

問 第十四条 1 及び 2 にいう「指定」(designation) と同条 3 以下の各項にいう証明 (certification) との異同いかん。

答 指定は、いわゆる特種契約者又はその被用者として第十四条に定める利益及び免除を享受するための身分ないし資格を付与する行為であり、各項中の証明は、個々の利益、免除を得ようとする際に右の資格身分を有する者であることを証明する行為である。

問 第十四条 2 (b) によれば、特殊契約者は米軍関係以外の事業活動に従事していることが立証されたときはその指定が取り消さるべき旨を定めているが、同条 6 では「投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産」につき租税を免除しない旨を定めており、軍関係以外の事業の遂行を予想しているがごとくであるが、両者は矛盾するのではないか。

答 特殊契約者は、第十四条 1 にも明らかなおり「合衆国軍隊のため合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にある」者であつて、この目的以外の事業に従事するときはその資格を失なうべきものであることは右の規定より当然である。同条 2 (b) はこの趣旨を明らかにしたものであつて、同条 1 とともに第十四条全体の基礎をなすものである。したがつて、同条 5 の規定は、特殊契約者の資格を与えられたまま他の事業を行なうことを許容したものでなく、協定による租税免除の範囲の正確さを期するため他の事業を行なう

場合には免除を与えないことを念のため規定したものであつて、
いわば6項前段の趣旨を裏から表現したにすぎないものである。

問 第十五条のビー・エックス等の諸機関とは、いかなるものか。

答 これらの機関は、歳出外資金によつて運営される米國政府の機関であつて、その機能の継続のために毎年又はその他の予算配賦を受けず、かつ、その収入を國庫の歳入に納付することを要求されていないものであり、利益の追求を目的とせず、軍隊に随伴しているもので、ビー・エックス、海軍販売所、将校、下士官、兵、軍属用の食堂、クラブその他歳出外資金によるゴルフ場施設等がある。これらの機関は、軍人、軍属等の福祉、士氣及び能率を維持するため設立されているものであり、陸、海、空等の各省長官の権限に基づきこれら各省の指令に従つて組織され、運営され、監督されるものである。(なお、新ボン協定においても、歳出外資金諸機関は、米軍の不可分の一部を構成するものと規定されている。)

問 第十五条に定めるピー・エックス等の機関は、輸入、国内における購入及び販売、租税等につきいかなる特権を有するか。

答 ピー・エックス等の機関は、(1)軍人、軍属、家族、契約者等の用に供する物品を免税輸入できること(第十一条2) (2)日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さないこと(第十五条1(a))、(3)商品及び役務の販売につき日本の租税を賦課されないこと(第十五条2)等の特権を有するが、商品及び需品の日本国内における購入については日本の租税を賦課される(第十五条2)。

問 第十五条にいう日本の規制、免許とは何か。また、この項にいう租税とはいかなるものか。

答 規制、免許、手数料とは、ビール・エックス、食堂、販売所等について食品販売に対する食品衛生法第二十一条の知事の許可、薬品販売に対する薬事法第二十条の登録、クリーニングに対するクリーニング業法第三条及び第四条の許可、社交クラブ等について旅館業法第三条の許可、劇場について興業場法第二条の許可等の許可を指すものと考えられる。また、この項にいう租税とは、法人税、酒税、印紙税等をいうものと考えている。

問

ビー・エックス等歳出外資金機関に関する第十五条の合意議事録において「通常海外で同様の特権を与えられている合衆国政府のその他の官吏及び職員は、第十五条に掲げる施設を利用することができる。」と規定しているが、これに該当する者は、いかなるものか。

答

外交官、軍事顧問団員等外交特権を有している者である。

(注、ビー・エックス等を利用しうるものは、(1)物品の日本への輸入につき関税及び内国税の免除特権を有し、かつ、(2)軍票による支払をなし得るものでなければならず、外交官等は、(1)及び(2)につきそれぞれ特権を有する。わが国内法上も、(1)については関稅定率法第十六条により、(2)については、外国為替管理令等の臨時特例政令による大蔵省告示により特権を認めている。)

問 第十五条 1 (b) に該当する新聞にはいかなるものがあるか。

答 現在米軍の新聞としては「スターズ・アンド・ストライプ」紙
（日刊・発行部数約二万五千）が唯一のものであり、一般公衆に
は販売されていないので 1 (b) に該当しない。

問 第十五条 4 にいう日本国の税法が要求する資料とはいかなるものをいうか。

答 同項にいう税法上要求される資料とは、所得税法第六十条の給与支払者の申告、第六十一条の給与支払調書、第六十二条の源泉徴収表、第六十二条の二の給与の支払明細書等があり、従来本項は、合同委員会を通じて円滑に運用されている。

問 行政協定第十五条4の規定はなにゆゑ削除されたか。

答 従来ピー・エックス等の歳出外資金機関は、日本人労務者を直接雇用していたが、そのような労務者との関係で、所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付の義務、雇用及び労働の条件等は、日本の法令で定めるところによる旨規定していたものである。しかしながら、新協定においては、第十二条4において間接雇用の原則を打ち立て、同項にピー・エックス等をあわせ規定したので行政協定第十五条4の規定は第十二条5の規定によりカバーされることになり、そのため削除したものである。

第十七条（刑事裁判権）

問 第十七条とナト地位協定第七條との差異いかん。

答 主要な差異は、次の三点である。すなわち、

- (1) ナト地位協定第七條 9 (g) によれば、軍人、軍属又は家族たる刑事被告人は、「裁判所規則が許すときは」自己の裁判に自国の代表を立ち会わせる権利を有することになつてゐるが、新協定第十七条（行政協定第十七條改正議定書及び国連軍協定第十條の該當規定も同様）では「裁判所規則が許すときは」の文言が削除されている。これは、米國上院がナト地位協定の批准を承認する際留保決議をなし、米軍要員がナト諸国の外国裁判所で裁判される場合は、必ず米國代表が立ち会うことを要求したため、國務省としては、前記の「裁判所規則が許すときは」という文言を削除しなければならなくなつたのである。わが国では、公開裁判が原則であるから、この字句を削除しても一向

さしつかえないわけである。ただし、第十七条⁹に関する合意
議事録³において、「裁判の公開に関する日本国憲法の規定を
害するものと解釈してはならない」旨を明記し、この問題に関
する裁判所の権限は、日本国憲法どおりであることを特に明確
にしたわけである。

(2) 新協定第十七条¹¹に直接該当する規定は、ナト地位協定第七
条にはないが、同協定第十五条²「敵対行為発生の場合六十日
の予告で同協定のいずれの規定の適用も停止できる旨定めてい
る。」に相当するものである。

(3) 新協定第十七条¹²（経過規定）は、ナト地位協定には存在し
ない。

問 第十七条 1 (a) 及び 2 (a) に「派遣国の軍法に服する者」という字句があるが、軍法は、アメリカの国内法であるからアメリカの一方的意思で軍法に服する者の範囲を変更できるわけである。これで支障はないか。

答 第十七条 4 の規定があるから支障はない。すなわち、日本国民及び通常日本国に居住する者が軍事裁判にかけられることはないのである。なお、第十七条 1 (a) 及び 2 (a) に関する合意議事録には、アメリカの軍法に服する者の範囲は、合同委員会を通じて日本政府に通報しなければならぬ旨規定されている。

問 第十七条2(ロ)は、「合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができ、罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。」と規定しているが、具体的にいかなる罪が予想されるか。

答 叛乱罪、逃亡罪、軍機漏洩の罪等が考えられる。

問 第十七条2(b)において「日本国の法令によつて罰することができ
る罪で合衆国法令によつては罰することができないもの」とは、
いかなる罪が予想されるか。

答 これはアメリカの法令の内容いかんによるが、もしアメリカが
日本の法令に違反した者はすべて処罰するという趣旨の一般命令
を出しておるとすれば、あらゆる日本法上の犯罪は、すべて同時
に右の命令違反になり、したがつて2(b)に該当する罪はないこと
になりうる。しかしながら、現状においては、この種の一般命令
は出されていないので、内乱罪、外患罪、公務執行妨害罪、公文
書に関する罪等が該当すると考えられる。

問 第十七条 2 (c) にいう「国の安全に関する罪」とは、日本国の場合、具体的にいかなる罪をさすか。

答 日本国の安全に関する罪とは、

内乱に関する罪（刑法第七七条ないし第七九条）

外患に関する罪（刑法第八一条ないし第八八条）

破壊活動防止法違反（同法第三八条ないし第四一条に当たる罪

その他日本国の安全を害する目的でなされる騒じよう、放火、殺人、激発物破裂、汽車電車等の転覆、強盗等の所為は、それぞれ当該所為に関する刑法の罰条の適用を受け、同様の目的でなされる爆発物使用は、同じく爆発物取締罰則の取締り対象となり、「日本国の安全に関する罪」になる。

問 第十七条 2 (c) において「2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に
関する罪は、次のものを含む。」と規定して (i) 及び (ii) に掲げる罪
を列挙しているが、それらの罪以外にも国の安全に関する罪があ
るか、あるとすればどんなものがあるか。

答 ありうる。この規定は、ナト地位協定第七条 2 (c) と同様であつ
て一國連軍協定第十六条 2 (c) も同じ一、ナト協定においては、当
事国が多数ある関係上、罪名を具体的に網羅することが實際上不
可能であつたため、(i) 及び (ii) において犯罪の性質を示したのであ
る。なお、第十七条 2 (c) に関する合意議事録には、2 (c) に掲げる
安全に対するすべての罪に関する詳細及びそれぞれ自国の現行法
の規定でそれらの罪を定めるものを相互に通報しなければならな
い旨規定している。

問 第十七条 3 (a) (i) にいう「もつばら、のみに対する罪」とは
いかなる意味か。たとえば一発数罪の場合のように軍人軍属と一
緒に日本国民も被害を受けた場合は、3 (a) (i) に該当するか。

答 該当しない。「もつばら、のみに対する罪」とは、被害が
実質的に全くアメリカの財産若しくは安全又は軍人、軍属、家族
の身体若しくは財産に局限されている罪をいう。

問 第十七条 3 (a) (ii) において、公務執行中なりや否やはだれがきめるのか。公務が軍の公務である以上、軍の指揮官が一方的に認定する危険はないか。

答 公務が軍の公務である以上、要すれば当該米軍の指揮官が公務執行中なりや否やの証明書を出すことになる。しかし、公務執行の認定は、事実認定の問題であるから、反証があればくつがえるわけであり、いわんや右の証明書が裁判官を最終的に拘束することはない。第十七条 3 (a) (ii) に関する合意議事録には、刑事訴訟法第三一八条（証拠の証明力は、裁判官の自由な判断にゆだねる旨の規定）を害しない旨念のため明記されている。

問 第十七条 4 に関し、日本国民が米軍の構成員であるとき場合ありや。

答 第十七条 4 のただし書は、「ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。」と規定している。日本国民が米軍の構成員であるような事例は、二重国籍者を除いては予想されない。なお、第十七条 4 に関する合意議事録には、アメリカの軍法に服する者で、二重国籍を有する者は、4 の適用上、日本国民とはみなさず、アメリカ国民とみなす旨明記している。

問 第十七条5(ロ)で日本国が裁判権を行使すべき事件について、合衆国の手中にある被疑者たる軍人又は軍属をなにゆえ日本国により公訴が提起されるまでの間当該派遣国側が拘禁するのか。その間日本側の司法当局による捜査は許されるか。

答 日本側司法当局の犯罪捜査は、もちろん当然許される。要すれば、取調べのために出頭させることもできる。「日本国が裁判権を行使すべき」事件についても必ず日本国の検察当局が起訴するとは限らないし、また、日本側が逮捕したときでも必ず日本側が拘留するとは限らないわけであるから、本人の身柄が合衆国の手中にあるときは、合衆国が拘禁を継続してもさしつかえない。

問 第十七条B(a)は、捜査の実施及び証拠の収集及び提出についてのみ相互に援助することを規定しているが、証人の出頭についてはどうなるか。

答 証人の出頭についても相互に協力することが含まれている。軍事法廷に出頭する日本国民や一般の在留外国人は、日本国の裁判所に出頭した場合と同様の旅費日当を受けることができる。

問 第十七条 8 のただし書は、日本側がすでに裁判した犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について米軍当局が重ねて懲戒裁判を行なうことを認めているが、日本側が裁判する前、又は裁判係属中に米軍側が懲戒裁判を行なうことは許されるか。

答 許されない。このただし書の規定は、日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利の不行使を通告する前又は日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を放棄する前に米軍当局が軍紀違反について裁判することを認めているものではない。

問 新協定発効前に米軍の構成員、軍属又は家族が日本国で犯した罪はいかに取り扱われるか。

答 第十七条¹²の規定により、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。」旨定めており、行政協定第十七条改正議定書発効前の罪は同第十七条の規定により、また改正議定書発効後の罪は同議定書の規定により、それぞれ処理するとの趣旨である。

問 第十八条はナト協定第八条にならう改正というが、ナト協定第八條では、その第1項及び第2項の關係では「北大西洋條約の運用と関連する任務の遂行中」うんぬんと規定しているところ、新協定第十八條1及び2で新安保條約の實施と関連する任務と限定せず、單に公務としたのはなにゆえか。

答 ナト諸國の場合には、ナトに供出せられた軍隊と然らざるものがある。このように規定せられたものと考えられるが、日米條約の場合には、米軍については、それが日本國にあるのは、新安保條約に基づくものであるが、日本側の場合にはこれに対応する自衛隊の任務は、新條約に基づくものではなく、わが國內法に基づく任務以外に新條約に基づいて特に新たに實施すべき任務を有しないから、兩者共通して單に「公務」とした次第である。

問 第十八条にいう公務の意味いかん。

答 日本側につき自衛隊の構成員又は被用者の公務とは、自衛隊が自衛隊法等わが国内法令により与えられた任務を遂行するためその構成員又は被用者に命じた職務をいう。

米側については、その軍隊は、相互協力及び安全保障条約の実施に関連してのみわが国にあるわけであるから、その軍隊の構成員又は被用者の公務も、通常は当然同条約の実施に関連して与えられた職務をいうものと解してさしつかえない。ただし、協定上、「公務」は、右のごとき限定をもつて規定されていない結果として、新条約の実施と直接には関係なくとも、たとえば、先般の伊勢湾台風の際日本側の要請により好意的に米軍が救助活動を行なつたとき場合において、その公的活動の遂行上与えた損害については、他の要件を満たせば、協定第十八条にいう公務と考えられる。

問 第十八条1後段の海難救助に関する規定は、(1)救助者が民間人の場合に適用ありや、(2)人命救助に適用ありや、(3)「積荷」が「公用のため使用しているものであつた」とは、いかなる意味か、(4)この規定を設定した趣旨いかん。

答 (1) 救助者が民間人の場合には、当事国の請求権が生じないから、適用はない。

(2) 人命救助については一般に報酬支払の義務が生ずるか否か疑問であり、また、人命救助により国対国の請求権の問題が生ずるか否かは必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、一当事国の他方当事国に対する請求権である限りこの規定により放棄されることになる。

(3) 積荷は、現に積極的に公用に使用されていることを要するものではなく、防衛隊が使用するためのものであれば足りると解する。

(二) 海上において危難にある船舶、積荷を救助した場合に発生する救助者の請求権の問題は、個々の具体的場合に、受くべき報酬の額の決定等必ずしもその処理が容易でないので、両当事国間の協力関係にかんがみ、両国家間の問題である場合に限り、これを相互に放棄することとしたものである。一なお、この請求権は、本来不法行為に基づき生ずるものではなく、したがって、第1項の請求権とその性格を異にするものであるが、一当事国の他の当事国に対する請求権の放棄という点で、その処理を同じくするものであるので便宜第1項中に規定したものである。一

問 第十八条2 (b)により選定される仲裁人の具体的人選、その占める地位、その事務局の規模いかな。

答 仲裁人は、日本国民中より選定せられるが、その判断は両国に對して独立し、公平かつ公正でなければならぬ。したがつて、その人選には慎重を期し、米側とも十分協議した上最も適任な人材を得たいと考へている。しかしながら、その具体的人選については、協定発効時期及び仲裁人の決定を要する事案の発生事情ともならみ合わせ適當な時期にこれを行なうたいと考へている。仲裁人は、両当事国から独立した存在であるので、日米いずれの側の政府職員としても取り扱われない。また、その事務局の設置及びその規模は、仲裁人の意向、實際上その裁定に附さるべき事案の規模及び数等の事情によりきめられることとなる。

問

- (イ) 第十八条 2 (エ) に掲げる金額の意味いかん。一 小規模損害に
対する請求権放棄の意味か、控除額か。後者の場合には、請
求権額全体からの控除か、分担額からの控除か。一
(ロ) ナト協定においては、損害が所定金額に達しない場合の請
求権の放棄を定めたものと解されるが、これとの異同いかん。

答

- (イ) 千四百ドル又は五十万四千円の金額は、第十八条 2 に該當
する各請求権につき仲裁人が裁定した賠償額に対する控除額
である。
- したがって右賠償額が、五十万四千円以下であれば全額放
棄し、また、これ以上であればこの額まで差し引かれ、その
残額が 5 (ロ) の規定に従い分担されることとなる。
- (ロ) ナト協定 第八条 2 (エ) においては、文言上「損害が次の額に
達しない場合には、その請求権を放棄する」と規定されては

いるが、その当事国間の解釈は、右の日米協定の場合のとおりであつて、現にそのとおり実施せられている趣である。したがつて、両者間に相違はなく、日米協定においては右ナト協定の解釈及び慣行を明確に規定したにすぎない。一なお、ナト協定の意味が右のとおりであることは、第八条2(イ)第二文章が「その財産が同一の事件において損害を被つた他の当事国も、前記の額までその請求権を放棄する」と規定していることから明らかである。」

問 第十八条 2 (a) 及び (d) の規定は双務的になつてゐるが、分担率を定めた 5 (e) (i) の規定は、「合衆国のみが責任を有する場合」を定めるのみである。日本側のみが加害行為により合衆国財産に対して同条 2 に該当する損害を生じた場合には、わが国としては、米側の場合同様、七十五パーセントを支払えば足りるのか。

答 第十八条 5 (e) (i) は米側のみが責任を有する場合しか定めていないので、わが国としては、同条を理由として請求権額の二十五パーセントの米側負担を要求することはできない。ただし、この場合にも同条 5 (f) の適用があるので、五十万四千円以下の請求権であれば米側はこれを放棄し、これ以上の場合にもこの額だけ控除した残額を支払えば足りる。

右のたてまえば、ナト協定第八条 2 の場合においても同様となつてゐるが、実際問題としては、わが国の領域内において第十八条 2 (a) の適用を受けるとき財産（主として、米軍用財産以外の

米國一般財産はほとんど存在せず、さらに、これに対し同項の定めるごとき損害が発生する可能性もほとんどないと考えられるので、協定の規定が双務的になつていないことによりわが國が不平等に損害を受けるといふことはない。

問 第十八条 3 ただし書の意味いかん。

答 「損失の危険」は、被害の危険負担を意味し、「責任」は、加害責任を意味する。「当該当事国以外の者」とは、實際上主として船主又は保険会社である。ただし書全体の意味は、たとえば、日本政府が裸用船した船舶は、3 項本文により日本政府所有の船舶とみなされ、これが被つた損害又はその使用により相手国財産に与えた損害に対する請求権は、第十八条 1 又は 2 の適用を受けるわけであるが、この船舶がたとえば米国籍船舶により破損せしめられた場合において船主又は保険会社が被害の危険を負担することとなつていたときはその範囲において右船舶は「わが国が所有する」財産と認められず、また、逆に、右船舶が米国籍船舶に損害を与えた場合において船主又は保険会社が加害責任を負担することとなつている範囲において「わが国が所有する」船舶と認められ

ないこととなる。したがつて、たとえば、右の被害の事例において、この裸用船された船舶が自衛隊が使用しているものであり、加害米国船が国有の軍用船である場合には第十八条1-(b)の適用があり、わが国は、右被害から生じた米国に対する請求権を放棄することになるわけであるが、もし船主が損害につき保険をかけていたとすると、保険会社は右船主に保険金を支払い、その金額につき日本政府に対し求償することとなるが、この場合右保険会社による危険負担の限度で第十八条1の適用が排除され、その限度で日本政府は請求権を放棄しないことになるから、日本政府は保険会社に対する支払額につきさらに米国政府に支払いを請求することができることとなる。

問 第十八条 4 には、現行協定第十八条 1 のごとく加害者に関する規定がないが、この点の現行協定との異同いかん。

答 新協定においては負傷又は死亡を被つた者については「軍隊の構成員又はその文民たる政府職員」を「防衛隊の構成員」に限定したが、加害行為を行つた者については規定を設けていない。しかしながら、新旧協定とも、放棄を行なうのは一当事国の「他方の当事国に対するすべての請求権」、すなわち、加害者側の「他方の国家責任をじやく起する場合に限られているから、新協定第十八条 4 には明文の規定はなくとも、現行協定第十八条 1 におけると同様、公務執行中の他方の当事国の軍隊の構成員又は文民職員により生ぜしめられた負傷又は死亡に適用されるものであることにつきなんら相違はない。ただし、加害行為につき規定がないから、新協定第十八条 4 は、右のごとき公務執行中の他方の当事

国の軍構成員又は文民職員により被つた負傷又は死亡のほか
営造物の設置管理上の瑕疵に基づく等当該他方の当事国ないし
その防衛隊が法律上の責任を有する人的損害の場合にも適用が
あるものと解せられる。

問 第十八条4は、請求権の相互放棄を規定しているが、当該被害者は直接加害者又はその使用者たる相手国に対し損害賠償を請求できるか。

答 現行協定第十八条1の下における請求権の放棄は、当該被害者が個人として提起することのある請求権をも含め、相手当事国に對するすべての請求権を放棄したものと解されており、わが国としては、新協定第十八条4についても右と同様の立場を執るものである。

問 第十八条5にいう「契約による請求権」とは何か。

答 契約に基づく債務履行の請求権及び債務不履行に対する損害賠償の請求権の両者を含む。

問

(イ) 第十八条 5 にいう「合衆国軍隊の被用者」とは何か。

(ロ) 同条 6 の「被用者」は何か。

(ハ) 同条 1 及び 2 の関係での合衆国の「防衛隊の被用者」とは何か。

答

(イ) 第十八条 5 にいう「合衆国軍隊の被用者」とは、軍属を含むが、これよりも広い概念であつて、米国籍を有する者に限らず、一公務執行中の一直接及び間接雇用の労務者を含む。一ここにいう被用者は、わが民法第七一五条におけると同様法律上軍隊との雇用関係がなくとも、これとの選任監督の關係があれば足りると解せられ、特に前記の歳出外資金諸機關の労務者及び労務基本契約による間接雇用の労務者については、現行協定下においてその第十八条 3 にいう被用者に含まれるものとされており、新協定の下においてもこれを変更

すべきなんらの理由もないので、そのとおり実施せられることとなる。う。

(四) 第十八条 6 の「被用者」は、「日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く」旨明記されているので前記(イ)にいう被用者からこれらを除いたものとなる。実際上は、直用及び間用の労務者のほとんどが除かれることとなる。う。

(イ) 第十八条 1 及び 2 の関係でいう合衆国の「防衛隊の被用者」の範囲は、前記(イ)と同様と考えてさしつかえない。

問 第十八条5にいう「日本国政府以外の第三者」の範囲いかん。

答 現行協定下（第十八条3）において、「第三者」とは協定当事者たる日米両政府を除くほか、次に掲げる者以外の日本国にあるすべての者をいうものと了解されており、新協定においても同様に解すべきである。

(イ) 合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族

(ロ) 間接雇用の労務者（ただし公務執行中に被つた負傷又は死亡に限る。）

(ハ) 第十五条諸機関による直接雇用の労務者（ただし、公務執行中に被つた負傷又は死亡に限る。）

(ニ) 国際連合の軍隊の地位に関する協定にいう「派遣国」、「国際連合の軍隊の構成員」、同軍隊の「軍属」及びそれらの「家族」

なお、現行協定第十八条1において請求権放棄の対象となつて
いる日本の「文民たる政府職員」は、「新協定第十八条4の対象
たる」公務執行中の自衛隊の構成員を除き、その公務執行中たる
と否とを問わず、第5項にいう第三者に含まれる。また、合衆国
の文民たる政府職員で軍構成員でも軍属でもない者が第5項に該
当する損害を被つた場合又は合衆国政府自身の財産が同様損害を
被つた場合は、合衆国側の内部問題であるから、第5項の適用よ
り除外せられるものであり、これは当然のことであつて、「日本
国政府以外の第三者」と規定したのは、このような場合にも第5
項を適用する趣旨ではない。

問 第十八条5にいう「合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の
作為、不作為若しくは事故」とは何か。

答 いかなる場合に米軍が法律上責任を有するかは、第十八条5(a)
の規定により「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する
日本国の法令」すなわち、不法行為による国の損害賠償責任に関
する国内法令の規定によつて定まる。この事情は、現行協定第十
八条3においても同じであるが、同協定に伴う民事特別法は、前
記の国の賠償責任に関する国内法令（国家賠償法及び民法）の規
定するところに従い、「合衆国軍隊が法律上責任を有するその他
の作為、不作為若しくは事故」の内容を規定し、「合衆国軍隊の
占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置
又は管理に瑕疵があつたために、他人に損害を生じたとき」と
定めている。したがつて、新協定においても所問の文言の意味
は、右と同様に解すべきものである。

問 第十八条5の規定は、米軍又は米軍の軍人若しくは被用者が故意又は過失によつて第三者に損害を与えた場合にのみ適用があるのか、あるいは米軍がこの協定によつて与えられる権利の正当な行使一たとえば施設の適法な使用等—toに伴つて生じた損害にも適用があるか。

答 第十八条5の規定によれば、同項冒頭に掲げる請求権は、日本国が「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、、、、、審査し、かつ、解決し、又は裁判することになつてゐる。右の日本国の現行の法令は国家賠償法であるから、第十八条5の請求権はこの法律に従つて処理されることとなる。同法において国又は公共団体が賠償責任を負うのは、当該公務員が故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合、又は公の営造物の設置若しくは管理に瑕疵があつたために他人に

損害を生じた場合となつてゐる。さらに同法は、国の賠償責任につき民法の規定の適用があることを定めてゐるが、民法の該当条文（第七一五条、第七一七条及び第七一八条等）においても土地工作物の設置又は保存に瑕疵があつたため損害が生じた場合、その工作物の占有者又は所有者の無過失責任が認められてゐるのを除けば一民法第七一七条一、無過失責任は認められてゐない。したがつてこの協定の第十八条5の規定は、米軍又は同軍隊の構成員若しくは被用者の故意又は過失によらざる第三者の損害については、原則として適用ないが、米軍の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物等の設置又は管理は瑕疵があつたため他人に損害を生じた場合には、特定の人の故意又は過失がなくとも右の規定の適用があり、この場合には無過失責任が認められることとなる。

なお、民事特別法は、その第一条及び第二条において、右の事情を規定してゐる。

問 第十八条5(a)にいう「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令」とは、何か。

答 現在自衛隊の行動から生ずる請求権に関する特別立法はないので、わが国の国家公務員の行為による国の損害賠償責任に関する一般法令によることとなり、具体的には国家賠償法（昭和二十二年法律第一二五号）をいう。もつとも、国家賠償法第四条は、国の損害賠償責任については「前三条の規定によるのほか、民法の規定による」と定めているから、民法の該当規定、すなわち、その第七一五条、第七一七条及び第七一八条等の規定も、右の「法令」に含まれるわけである。

問 第十八条 5 (b) において、米軍の構成員又は被用者（日本人被用者を除く。）は、公務執行中の事項については「日本国において、
、
、
、与えられた判決の執行手続に服さない」と定めているところ、現行協定第十八条 6 (a) においては、この種の請求については「日本国において訴を提起されることがない」旨定めている。
両者に相違ありや。

答 現行協定においては、日本の裁判管轄権からの免除を提訴自体の法律的禁止の形で規定したが、新協定においては、ナト地位協定第八条の規定振りにならい、執行手続の免除という形で規定したものであり、提訴そのものは禁止されていないが、判決を執行しえないから、實際上両者にさしたる相違はない。実際問題としても、被害者に対しては第十八条 5 による請求権処理手続の保護があるから、請求は右手続により行ない、当該軍人又は被用者を提訴することはないであろうと考えられる。（なお、右は、判決執

行が不能であるのみであるから、確認の訴えについては、現行協定との実質的相違が生じうるものと思われる。)

問 (1) 第十八条 5 (g) にいう「(e) の規定が 2 に定める請求権に適用される範囲を除くほか」の意味、(4) 同項ただし書「4 の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。」の意味いかん。

答 (1) 第十八条 5 (g) の趣旨は、5 項の規定は公務執行中又は合衆国軍隊が法律上責任を有する不法行為による損害から生ずる請求権の処理を対象とする規定であるが、(e) は日米両国間の分担率を定めており、この規定は単に 5 項のみならず 2 項の場合にも適用がある。(e) の冒頭に、「(a) から (d) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する」とある。このことが 5 (g) による海事請求権の除外によりなら影響を受けるものでないといういわば当然のことを所問の文言により念のため確認したものである。

(ロ)第十八条5の規定は、物的損害のみならず、人的損害（負傷、死亡）にも適用されるものであるが、この規定をその(ロ)項で海事上の請求権に適用しないこととするに当り、適用を除外されるのは物的損害から生ずる請求権だけであつて、人的損害については依然として同条5による処理が行なわれることを規定したのが、5 (g)のただし書の規定である。この場合「4の規定の適用を受けない」死亡又は負傷としたのは、かかる人的損害のうち同条4の適用を受けるもの（自国の防衛隊の構成員の公務執行中の被害）については、第5項によらず第4項ですでにその請求権が放棄されることとなつていたので、この関係には影響がないことを明らかにしたものである。

問 第十八条 5 (g) により 5 の適用から除外された海事請求権は、いかにして処理しうるのか。

答 一 これらの請求権は、第十八条 5 (g) の適用から除外された結果として一般国際法に従つて処理されることとなる。国際法上一国の軍艦又は公船が他国の裁判権に服しないことは確立した原則であり、その与えた損害から生じた請求権の処理は旗国法によることとなる。

一もつとも、右は、公権力の行使のために所有し又は運航する公船に関するものであり、商業的目的のためのもものは必ずしも右のとおりとはいえない。

二 米国の国内法によれば、このような場合に司法的救済及び行政的救済の二方法が保証されている。前者については、公船法 (Public Vessels Act) 等により米国の軍艦、公船により生じた損

害に対しては合衆国を相手として訴を提訴することができることとなつてゐる。後者については、関係法律により米国の陸軍長官、海軍長官及び空軍長官がそれぞれの管轄下にある艦艇、公船による損害に対し一定額を限つて（海軍百万ドル、陸軍、空軍五十万ドルまで、それ以上は議会に certify することを要する。）行政示談解決を行なうことができることとなつており、これら以外にも外国請求権法 (Foreign Claims Act) により外国及び外国人に与えた損害に対し海外各地区に設置される委員会による迅速な行政的解決を行なうることとなつてゐる。

害に対しては合衆国を相手として訴を提訴することができることとなつてゐる。後者については、関係法律により米国の陸軍長官、海軍長官及び空軍長官がそれぞれの管轄下にある艦艇、公船による損害に対し一定額を限つて（海軍百万ドル、陸軍、空軍五十万ドルまで、それ以上は議会に certify することを要する。）行政的解決を行なうことができることとなつており、これら以外にも外国請求権法 (Foreign Claims Act) により外国及び外国人に与えた損害に対し海外各地区に設置される委員会による迅速な行政的解決を行なうることとなつてゐる。

しくないとの見地から、米軍と国連軍との共同不法行為の場合におけるそれぞれの相互間及び日本国に関する責任を、国連軍協定における派遣国による共同不法行為の場合と同様に処理することとし、国連軍協定第十八条と同じ規定を設けたものがこの議定書であり、これに米国は統一司令部としてではなく、米政府自身の資格で署名することにより、米軍をこの議定書の規定の対象としたものである。一具体的には、このような共同不法行為の場合（損害を米国及び国連軍派遣国の軍隊のいずれかの責任に特定しえない場合を含む。）補償額は、米国及び国連軍派遣国間に均等で、わが国はその半額となるように分担することとなる。一

(四) 議定書は、その第五条1に従い、日米両政府が署名の上受諾し、及びその他のいずれかの署名政府について国連軍協定が発効した場合に、そのいずれか遅い方の時にすべての政府につき発効することとなっている。議定書は、昭和二十九年

二月十九日オーストラリア、カナダ、フランス、イタリア、
ニュージーランド、フィリピン、南ア連邦、連合王国、アメ
リカ合衆国及びわが国により署名され、わが国は、同年六月
一日受諾書を寄託したが、米国がいまだ受諾書を寄託しない
ので、発効に至らないままとなっている。

(イ) 議定書は、前記(イ)のような目的及び趣旨で作成され、署名
されはしたが、発効に至っていないところ、署名後の現実の
状況としては、当初け念されていたところとやや異なり、議
定書の適用を必要とするとき米軍及び国連軍の共同不法行
為は幸いにして発生をみなかつた。これは、わが国における
米軍及び国連軍ともに漸減の一途をたどり、特に国連軍自体
の数が非常に限られたこと、国連軍が米軍と共同してわが国
内で行動する機会が少ないこと等によるものと考えられ、今
後もこの事情には変化はないものとみられる。

今般、新協定の署名をみ、これが発効することとなれば、

本議定書は、右新協定発効に伴う文言の修正を行わない限り死文化するわけであるが、これをいかに取り扱うかは、従来
の事情も勘案し、国連軍協定改定の問題とも関連して検討い
たしたいと考える。

問 第十八条 6 (a) において日本国の当局は請求人に対する補償金を査定することとなつてゐるが、この査定された額は、同項 (b) において米軍の当局が行なう慰謝料の額の決定を拘束するものであるか。

答 日本国の当局が査定した額は、米軍当局の慰謝料の額を法律上拘束するものではない。しかしながら、6 (a) により日本国の当局が当該事件のすべての事情を考慮して公平かつ公正に請求を審査した結果査定した補償金の額は、事実上米軍当局の慰謝料の額の決定の有力な資料となるものである。もし当該請求人が右慰謝料の額に不満であるときは、右請求人は、日本国の裁判所に加害者たる軍人又は被用者を訴えることができることは 6 (a) において確認されているところである。

問 第十八条7の「車両の許容されていない使用」とは、いかなる意味か。7項全体の意味いかん。

答 「許容されていない使用」とは、使用の許可を与えられないで車両を使用した場合及び使用目的すなわち公用以外の用途に充てられた場合をいうものと解する。

第7項は、右のごとき許容されていない使用をさせたことにつき合衆国軍隊が法律上責任を有する場合、すなわち第十八条第5項の規定が適用される場合は第5項が適用され、合衆国に責任がない場合は第6項が適用されるという当然のことを念のため規定したものである。

問 第十八条 8 によれば、公務執行中か否かに関する仲裁人の裁定は最終的のものとされているが、(1)わが裁判所もこれに拘束されるか。(2)拘束されない場合その判断と協定適用との関係いかん。

答(1) この点に関する仲裁人の裁定は、日米両国政府に対し第十八条の適用に關してのみ確定的拘束力を有するものであり、したがつて法律上その裁定は日本の裁判所を拘束するものではない。

(2) 法律上は右(1)のとおり裁判所は、仲裁人の裁定に拘束されないが仲裁人の裁定は公務執行中であるか否かに関する最も有力な判断であり、かつ、当事国政府は第十八条 8 により右裁定に拘束され、裁判所に対しこれと異なる証明を提出しえないわけであるから、實際問題としては、裁判所の判断が仲裁人のそれと異なる可能性はおそらくないと考えてさしつかえないであろう。

問 第十八条 9 (ロ)につき(イ)証拠の入手についての協力とは何か。米軍に対し証拠の提出を求めることができるのか。(ロ)現行協定では第十八条 6 (ロ)では証拠のみならず証人の提供についての協力も規定されていたのに対し、新協定には該当規定がないが、証人についてはどうなるか。

答 (イ) 証拠の提出については、現行協定の場合の例にならい、日本の裁判所が合衆国軍隊に対し証拠のための文書、物件又は民事訴訟のために公の情報の提供を求める場合は、合衆国軍隊は、米国の国内法令に従うことを条件として、軍の機密又は合衆国の利益に反する情報にかかるものでない限り、かかる要請に応ずることとなる。また、日本の裁判所は民事訴訟のため合衆国軍隊の使用する施設区域内において、当該施設区域の司令官に対する要請により許可をえて検証を行なうことができる。

一なお、現実の問題として、仲裁人が公務執行中と裁定した場合に、被害者の保護、支払の確実性の確保を目的とした第十八条5の処理方法によらず、あえて裁判所に公務執行外の決定を求めるとは起りえないと考えられるが、逆の場合、すなわち、仲裁人により公務執行外の裁定あつた場合に、公務執行中の決定を求めて提訴することは考えうる。この場合現実問題としては前述のとおり裁判所の判断も仲裁人のそれと一致することになるであろうが、もししからざる場合には、協定上は公務執行外として取り扱われるから、第十八条5の適用なく、したがつて判決により国が支払を命ぜられる金額につき日本政府としては米政府に対し七十五パーセントの分担を請求しえないことになるといふにすぎない。一

(ロ) 証人の提供については、本項につきナト地位協定の文言によつた関係上、新協定中に明文の規定はないが、現行協定下において維持された協力関係は、新協定下においても引き継がれることとなる筈であり、したがつて、日本の裁判所が米軍の軍人、軍属又は家族に呼出状を送達し、また、これらの者が同軍隊の使用する施設区域内にあるときは、送達を受けるべき本人に対して監督権を有する施設区域の司令官に対する立入りの要請によつて、送達をなす者が当該施設区域内において送達を行なうことができることとなる。他方、日本の裁判所は、前記の司令官に対し、呼出状を送達された者を日本の裁判所に出頭せしめるよう要請し、司令官は、その者の証言が軍の機密又は合衆国の利益に反する情報を提供するものでなく、また、その者の出頭が重要な軍事上の活動に支障を与えるものでない限り、これらの者が証人として出頭することを許すこととなる。宣誓口述による証言又は質問書に

よる証言も右同様の条件でこれを求めることができ。また、合衆国の軍当局は、これらの者が日本の裁判所に出頭せず、宣誓若しくは供述を拒み、又は偽証をした場合、これを処罰することになる。

問 第十九条に關し、軍人、軍屬、家族は、日本の為替管理に服するとあるが、これらの者は、為替管理法令の適用上居住者であるか。

答 これらの軍人、軍屬、家族は、居住者ではなく、非居住者として扱われる。外国為替管理令等臨特政令第三条は、米軍、軍人、軍屬、家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設、契約者等が外国為替管理法等の適用上非居住者として取り扱われる旨を定めている。

問 第十九条において軍人、軍属、家族は、日本の外国為替管理に服するとあるが、いかなる法令の適用があるのか。

答 軍人、軍属、家族については、外国為替及び外国貿易管理法と外資に関する法律であり、政令としては、外国為替管理令、輸出入貿易管理令、外国為替管理令等の臨時特例に関する政令、外国人の財産取得に関する政令、外資法の規定に基く認可基準特例等に関する政令、外国投資家預金勘定に関する政令等がある。

問 第十九条 2 の「合衆国ドル若しくはドル証券」とは、いかなるものをいうか。

答 「合衆国ドル」とは、アメリカ合衆国通貨表示の対外支払手段をいい、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、為替手形、郵便為替、信用状、その他の支払指図が該当する。

「ドル証券」とは、アメリカ合衆国通貨をもつて表示される外貨証券をいい、外国において支払を受けることのできる証券又はドル建証券で、公債、社債、株式、債券、国庫証券、抵当証券等が該当する。

問 第二十条に關し、米軍人、軍屬、家族等軍票の使用を認可された者以外の者が軍票を受領した場合には、その者はどのように措置すべきか。

答 米軍、軍人、軍屬、家族、軍人用販売機關等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等以外の者は、軍票の收受、所持を禁ぜられてゐるが、それらの者は、外國為替管理令等の臨時特例に關する政令第四条により、その收受した、又は所持する軍票を遲滞なく日本銀行に寄託すべき旨定められてゐる。すなわち設問の者は、軍票を直ちに日本銀行に寄託する義務がある。日本銀行は、このよりの軍票を大蔵大臣の指示があるまで保管することになつてゐる。

(参考、昭和三十四年十一月末現在において日本銀行に寄託されたドル軍票は、一、六三七件、合計四十二万六千ドル余である。)

問 第二十条に關し、認可されない者が軍票を收受し、又は所持するときは遅滞なく日本銀行に寄託しなければならぬ由であるが、日本銀行に寄託された軍票は寄託者に返還されることはないのか、又返還されないとしても対価の補償が講ぜられることはないか。

答 このような軍票を寄託者に返還することはないと考えられる。また、第二十条1(b)に規定するとおり、合衆国又はその機関は、日本における軍票の許されない使用の結果として、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務も負わないことが明らかにされており、政府としても、軍票を支払の対価として本邦人等が受領することを禁止しているので、これを補償するつもりはない。

問 第二十条にいう軍用銀行施設にはどのようなものがあるか。

答 現在全国にある軍用銀行施設は十八である。銀行別に見ると、バンク・オブ・アメリカ四、ファースト・ナショナル・シティ、バンク四、チェース・マンハッタン・バンク八、アメリカン・エクスプレス二となつている。(なお、これらの中、アメリカン・エクスプレスの千歳施設は、週に数回稚内エア・ステーションに出張して業務を行なつているので、これを加えると軍用銀行施設数は、十九になる)。

これらの軍用銀行の業務内容は、ドル預金、ドル貸付、本国へのドル送金、本国からの送金受領、軍票及びドルの円への交換等であり、商業銀行業務と形態上同じであるが、すべてサービスとして行なわれていおり、米政府からの支出金を受けている。

第二十条（軍票）

問 第二十条1(a)において「軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきもの」とはいかなる者か。

答 日本国において軍票を偽造する者又は偽造軍票を使用する者は、刑法第一四九条によつて処罰される。かかる罪を犯した者が日本国民である場合には、当然日本国当局がこれを逮捕処罰することにつき問題がない。米軍の構成員、軍属又は家族が右の罪を犯したときは、第十七条の規定によつていずれの当局が裁判権を行使する権利を有するかが決定されるわけである。

第二十一条

問 第二十一条の合意議事録において「通常海外で同様の特権を与えられている合衆国政府のその他の官吏及び職員は、合衆国軍事郵便局を利用することができる。」と規定しているが、合衆国政府のその他の官吏及び職員とはいかなるものか。

答 外交官、軍事顧問団員であるが、これらの着が米軍事郵便局を利用することは、各国においてひろく認められているところである。

問 第二十二條において行政協定第二十二條と異なる部分があるが、何故このように修正したか。

答 修正を行なつた部分は、(1)「、、、合衆国市民を合衆国軍隊の予備役団体に編入し、、、」の部分で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、、、としたこと、(2)「、、、訓練する権利を有する。」を「、、、訓練することができる。」としたこと、(3)「但し、日本国政府が雇用している者の場合には、日本国政府の事前の同意を得なければならぬ。」の文言を削除したことの三点である。

前記(1)の修正は、予備役団体への編入の要件として「編入の申請を行なうもの」の文言を附加することによつて、条文上米国が日本領域内で米国市民に対し本人の意思にかかわらず強制的に予

備役編入権限を行使するものではないことを明確にしたものであり、さらに前記(2)の修正は、「権利を有する。」という強い表現を「することができ。」という表現に弱めたものである。前記(3)については、行政協定の規定では、米国は、米国市民が日本政府に雇用されている場合に雇用主たる日本政府の同意を得なくとも強制的に予備役団体に編入できるような主文であつたため、特にこのただし書が附加されていたのであるが、新協定では、主文に前記のような修正が加えられたため特にただし書の存置を必要としなくなつたわけである。

問 第二十四条₂の路線権とは何か。第三条で「権利、権力及び権能」を「措置」に改めたにもかかわらず、ここで路線権としたことは、第三条と矛盾するのではないか。

答 第三条₁においては、米軍の施設・区域への出入の便を図るため必要な措置が合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で日本政府又は米側によつて執られることを定めているが、このような措置が執られた結果として米軍の出入の便のため米側が享有する利益の実体が路線権であつて、具体的には、鉄道側線の引込道路、上下水道管、電力線、電話線の敷設等をいうものである。(もつとも、従来、このような米軍の出入に必要な権利ない至その承役地は、第二条に基づく施設・区域の提供の際、その使用目的上不可欠なことが明らかであれば、これに附属するものとして提供されている場合がある。このような路線権の提供方法は、他国の場合にも

みられるところである。たとえば、西独協定第四十八条1(c)「施設の需要の充足のための」協定は、施設への出入（道路、鉄道又は水路）、、、についても定めるものとする。」、米蘭協定、書簡の2「オランダは、、、合意する土地及び公共事業連結設備（出入道路を含む。）を提供する。」、米希協定第一条1「ギリシャ政府は、、、アメリカ合衆国政府に対し、、、隨時合意する道路、鉄道及び区域を使用、、、することを認める。」）

このような路線権は（第三条についてみれば）現行協定第三条にいう「権利、権力及び権能」そのもの又は新協定における「必要な措置」自体ではなく、右の「権利、権力及び権能」を行使した結果として又は「必要な措置」を執つた結果として米側が取得するものである。したがつて、現行協定においても第三条における「権利、権力及び権能」と第二十五条における路線権とは同一のものではなかつたのを、新協定（第二十四条）においてさらに、

米側が一方的な権利、権力及び権能を行使するたてまえを、改め
て、両政府間の協議の上必要な措置が執られることとしたもので
あつて、これら両条はなんら矛盾するものではない。

問 第二十四条関係合意議事録にいう「合衆国が合法的に取得したドル又は円資金」とは、具体的に何か。

答 たとえば第一次及び第二次余剰農産物協定に基づく米側使用円等である。

（第一次協定第五条及び第二次協定第四条は、合衆国勘定に積み立てられた円の、それぞれ三〇パーセント及び二五パーセントを米国政府が使用することを定めており、その使用目的として(1)共同防衛のための軍事上の装備、資材、施設及び役務の調達のため(2)使用される旨定めている。）

問 第二十五条に定める合同委員会の性格及びその決定の性格いかん。

答 合同委員会は、第二十五条に定めるとおり、協定実施に関する両政府間の協議機関であり、そこで行なわれる決定が直ちに両政府を拘束するがごとき両政府から独立した国際機関ではない。したがって同委員会において双方の間に見解の一致をみた事項は、通常両政府による協定実施上の準則を定めるものであるが、たとえば米軍に提供する施設・区域の決定その他協定実施の具体的細目につき両政府間の合意を同委員会において行なうこともある。これは、協議機関たる合同委員会の本来の任務に属する事項として行なわれるものではなく、委員会が定期的に会同しており、かつ、その平素の任務上協定実施上の問題を取り扱うに技術的に適した機関であることにかんがみ、便宜上委員会の場を借りているものであつて、その際双方の代表は委員会における委員としてでなく、

両政府の代表者として自国政府のために行動しているものである。
一なお、日本側においては、合同委員会代表者たるアメリカ局長
は、外務公務員法に基づき政府代表に任命されており、委員会に
おける行動が政府間の合意である場合には、事案の性質いかん
により、右行動前に閣議決定を行なっている。

ての承認とを同時に求めているので、国会においてもこれら両件はその両者関連性にかんがみ、並行して審議され、これらに対する決定も時を同じくして行なわれるものと期待しているが、もし万一協定についての承認が条約についてのそれより遅れることがある場合には、協定についてのみ事後承認を求める結果になるのは適当でないので、協定につき国会の承認が得られるまで条約批准の手續を控えることにならざるをえず、両者相まつて発効の運びとする所存である。

(四) もし万一国会において協定の締結についてのみ否決されることとがある場合には、条約第六条にいう施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位を規律する協定がないことになるので、条約発効前に新たな取極につき米側と交渉し改めて国会の承認を求めることとなるわけであるが、今般の新協定は各国の同種協定をも参照し現状において最善と思われる改定

を行なつたものであるので、再交渉によりこれ以上の改善を期待することは困難と考えられる。

(イ) 前記(イ)及び(ロ)いずれの場合においても第二十六条の手續は、前述のとおり国会の審議権を完全に尊重して作成されたものである。

問 (1) 第二十六条 1 における発効条件を何故両国による批准としなかつたか。(米国においてはこの協定は上院の承認を求められることになるか。(2) 上院の承認を要しない場合は、その理由いかん。(3) ナトの軍隊の地位協定の場合はどうか。両者相違があるとするれば、その理由いかん。

答 (1) 本協定は、米国側については行政取極として処理され、したがって上院の承認を要しない趣であり、批准とするとこの米国側の事情に沿いえないので、このような場合における日米間条約の幾多の先例(たとえば、昭和二十七年八月十一日に署名された民間航空運送協定、同年十一月十二日に署名された船舶貸借協定、昭和二十九年三月八日に署名された農産物の購入に関する協定、経済的措置に関する協定、投資の保証に関する協定、昭和三十年五月三十一日及び同三十一年二

月十日の第一次及び第二次余剩農産物協定等。ただし、最初の二協定以外は日本側の承認のみを要する形式となつてゐる。に従い承認及びその通知の形式としたものである。(改訂版)

(甲) もとよりこの協定が米国内にとつて行政府限りで締結されるべきか、上院の承認を受くべきかは全く米国の国内法の問題であつて、法律上わが国の関知するところではなく、かつ、いづれにせよこの協定の日米間の国際約束としての効果には相違ないのであるが、米国内においてはこの協定の場合、その憲法、憲法慣習より上院の承認の対象とする必要なく、行政府限りで締結しうるものと判断されている模様である。

(乙) ナト協定の場合は、米国内は、上院の承認を得た上でこれを批准し、発効せしめた。

新協定もナト協定も、その駐留軍隊の地位を定めた協定である点においてその性格及び取扱事項上大差はないが、日米

協定が米軍の一方的駐留にのみ適用があるのに対し、ナト協定の場合は、多数当事国相互間で双務的となつており、協定上米国が受入国となりうるので、その際外国軍隊に関する特権規定が国内法に影響する点があることから、上院の承認の対象とせざるをえなかつたもののものである。

問 第二十六条3にいう立法上の措置を必要とする規定及びそのための立法とは何か。本項の規定を設けた理由いかん。

答 わが国については、国会の承認をえて締結された条約その他の国際約束は、そのまま国内法上の効力を有すると解されているが、なおその実施に必要な手続の設定、他の法律との関係の整備等のため国内法上の立法を要するものがあれば、第二十六条3のごとき規定を有すると否とにかかわらず、立法措置が執られるわけであり、現に現行協定の諸規定の実施に関する現行諸法律を新協定の締結に伴い整理するための一諸法案が提出されることとなっているのでわが国については、この規定はさしたる意味を持たない。